

人・人・人 人への 思いやり

人権について正しく理解するために

2023年版 (内容改定)

 石川県・石川県教育委員会





目次

あなたの人権は尊重されていますか？	1
部落差別（同和問題）とは	2
被差別部落はどうしてつくられたのか	4
部落差別（同和問題）はなぜ今も続いているのか	5
部落差別（同和問題）の誤った解決策	6
部落差別（同和問題）は私たちの身近な問題です	7
男女共同参画社会の実現をめざして	8
子どもの人権は大人の意識から	9
高齢者の立場を自分に置き換えたことがありますか？	10
障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会の実現を目指して	11
人種や民族の垣根をのり越えて	12
ハンセン病・エイズ・新型コロナウイルス感染症等に 対する正しい知識をもっていますか？	13
犯罪の被害を受けた人、その家族、遺族の現状を知っていますか？	15
インターネットによる人権侵害をなくそう	16
北朝鮮による拉致問題	17
多様な性のあり方を、等しく尊重しよう	18
アイヌの人々に対する理解を深めよう	20
人身取引をなくそう	20
ホームレスの自立を支援しよう	21
刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう	21
災害時の被災者の人権に配慮しよう	21
親と子で学ぶ人権	22
地域で学ぶ人権	23
企業における人権研修	24
人権についての相談先	27
人権DVDライブラリーのご案内	28

あなたの人権は尊重されていますか？

人権とは、私たち一人ひとりが人間として、生まれながらに有する当然の権利です。

日本では、昭和21年（1946年）11月3日に「日本国憲法」が公布されました。その第11条では、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」として、日本国憲法を貫く最も基礎的な原理として人権尊重主義を掲げています。

また、日本国憲法第14条においては、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により政治的、経済的または社会的関係において、差別されない。」と規定しています。

私たちは、日常生活の中でお互いの人権をどのように考えているでしょうか。

守られているときその大切さに気づかず、侵されたとき初めて大変だと思う・・・人権とは“水や空気”のようなものと感じているのかもしれませんが。

身近なところで、

- ・いじめ、体罰、児童虐待などの子どもの人権について
- ・無視、あなどり、高齢者虐待などの高齢者の人権について
- ・完全な社会参加を目指す障害のある人の人権について
- ・「男は仕事、女は家庭」の意識などから生まれる性差別について
- ・人種、民族、生活習慣の違いなどから生ずる外国人に対する偏見や差別について
- ・インターネットの掲示板等に他人を誹謗中傷する表現を掲載することなどについて



このような「偏見」や「差別」などによるいろいろな人権問題が起きています。私たち自身も、無意識の偏見によって、自覚のないまま他人を傷つけてしまっているかもしれません。

人はだれでも幸せに生きてほしいと願っています。と同時に、家族や友人などまわりの人々の幸せも願っています。すべての人々が幸せに生きるためには、お互いの人権を尊重し、相手を思いやる心で、豊かな人間関係を築いていかなければなりません。

人権とは、傷つけてもいいけない、傷つけられてもいいけない・・・とても「大切」なものです。

石川県人権教育・啓発行動計画について

21世紀は人権の世紀といわれています。平成6年（1994年）、国連総会において平成7～16年（1995～2004年）を「人権教育のための国連10年」とすることが宣言され、具体化のための「行動計画」が定められました。

わが国では、この行動計画を受けて平成9年（1997年）に「国内行動計画」を策定するとともに、平成14年（2002年）には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の規定に基づき、「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定（平成23年（2011年）一部変更）し、人権教育・啓発の取り組みが進められています。

本県においても平成12年（2000年）に人権尊重の気運を県民生活の中に定着させていくための「人権教育のための国連10年石川県行動計画」を策定し、この計画に基づき様々な施策を推進してきましたが、依然として誤った知識や偏見に基づく差別が今なお存在するとともに、新たに高度情報化社会の進展に伴うプライバシーの侵害などの問題が生じています。

このため平成17年（2005年）に、あらゆる人権問題を県民全体の課題としてとらえるため、新たな行動計画として、「石川県人権教育・啓発行動計画」を策定するとともに、平成27年（2015年）にはこの10年間の社会環境の変化を踏まえ、本計画を改定し、人権が尊重される社会の実現に向けて、人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ計画的に推進しています。

部落差別（同和問題）とは

出身地の違いなどを理由に不当な差別を受け、人権が侵害されている問題があります。これが『部落差別（同和問題）』であり、人権問題解決のための大きなテーマの一つです。

歴史的に差別されてきた人々が住んでいた地域の出身であることやそこでの居住を理由に、社会から差別され、長年にわたり就労などの機会が阻害されるなど、不当な扱いを受けている人々がいます。

このような差別を受けてきた人々が住んでいる地域は、「被差別部落」や「同和地区」などと呼ばれ、この日本固有の人権問題を「部落差別（同和問題）」と呼んでいます。

この問題は、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分的差別による差別意識が、現代社会においても払拭されないために起きています。この人権問題を解決しようという努力が長い間なされていますが、今なおなくなってはいません。

例えば、被差別部落の出身であるというだけで結婚に反対されたり、さげすまれたり、あるいはこれらの人々を中傷するインターネット上の書き込みが見つかるなどの悪質な事例が発生しています。

憲法が基本的人権の尊重を規定しているのに、「そんなことがあるのか」と思うかもしれませんが、これが現実なのです。

こうしたことがいつまでもなくならないのは、「差別はいけない、みんな同じ人間なのだ」と理解していても、「外見や世間体にとらわれる」、「人の噂を真に受ける」、「事実を確かめないで決めつける」などといった考え方を捨て切れないことが要因の一つとなっているのではないのでしょうか。

部落差別（同和問題）の早期解決のために、一人ひとりが正しい人権意識を身につけ、お互いの考えや立場を尊重して差別意識を完全になくしていかなければなりません。

「同和」という言葉

知っておきたいこと

昭和元年（1926年）、昭和天皇が即位するときの勅語にある「人心惟レ同シク民風惟レ和シ……」などからとったものと言われています。

昭和16年（1941年）、「同和奉公会」（被差別部落の人々とその他の人々の融合を図ろうとする運動団体）の名称に使われ、戦後、行政用語として「同和地区」、「同和事業」、「同和教育」などと使われてきました。

同和対策審議会答申と同和対策事業

国は部落差別（同和問題）の解決に積極的に取り組むため、昭和35年（1960年）同和対策審議会設置法が施行され、昭和40年（1965年）に審議会答申を受けます。これが「同和対策審議会答申」で、その後の同和対策事業の基礎になりました。

この答申では、部落差別（同和問題）が憲法の基本的人権にかかわる問題であることを明らかにし、「未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」と述べています。

また、「同和地区（被差別部落）は、中世末期ないしは近世初期において、封建社会の政治的、経済的、社会的諸条件に規制せられ、一定地域に定着して居住することにより形成された集落である」と述べています。

この答申を具体化するために、国は昭和44年（1969年）に「同和対策事業特別措置法」を制定し、同和地区について、生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化などの措置を総合的に実施しました。

その後も法律の有効期限を延長したり、新しい法律（地域改善対策特別措置法等）を定めたりして、解決のための努力を続けてきました。

これらの特別措置法に基づき道路、下水道、住宅など地域を住みやすくするための特別対策（事業の補助率を高率にし、複数の事業を集中して効果的に行うもの）が実施され、この事業により同和地区の生活環境の改善が進められたことから、平成14年（2002年）3月末で終了しました。その後は、その他の地域と同様に、地域の状況や事業の必要性に応じ、所要の施策が講じられることになりました。

また、平成12年（2000年）に制定した「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、同和問題に関する国民の差別意識の解消に向けた教育、啓発に関する施策を積極的に推進しています。

※石川県では特別措置法上の対象地域の指定は行われていません。

部落差別解消推進法

このように問題の解決に向けた取り組みが進められてきましたが、現在もなお差別事象が発生している状況から、平成28年(2016年)に「部落差別の解消の推進に関する法律」が成立・施行されました。

この法律は「現在もなお部落差別が存在する」と条文に明記されており、「部落差別は許されないものである」との認識の下、部落差別解消を目指すものです。

基本理念に「国民の理解を深めるよう努め、部落差別のない社会を実現すること」を掲げ、柱として国や地方公共団体に対し、相談体制の充実や教育・啓発活動を要請しています。また、国が地方公共団体の協力を得て差別の実態調査を行うことも求めています。

えせ同和行為

えせ同和行為とは、何らかの利権を得るために、部落差別（同和問題）を口実に「ゆすり」「たかり」などをする行為で、その行為自体は、部落差別に対する啓発や差別をなくするための運動とは、無関係なものです。

また、部落差別に対する誤った意識を植え付ける原因となり、部落差別の解決の大きな妨げとなっています。

法務省が実施した「平成30年（2018年）中におけるえせ同和行為実態把握のためのアンケート調査結果」では、不当な要求に対してき然とした態度で要求を拒否した事業所が全体の約8割を占めているものの、依然として要求に応じている事業所があります。

えせ同和行為を排除するためには、部落差別に対する正しい理解と不当な要求を断固として断る態度が必要です。

相談窓口：金沢地方法務局人権擁護課、県総務課人権推進室、県警察本部組織犯罪対策課

被差別部落はどうしてつくられたのか

被差別部落がつくられた事情や経緯はそれぞれの地域で異なりますが、戦国時代から江戸時代にかけて封建制度が確立されていく過程で、政治体制の強化を図るために、民衆の間に従来からあった差別を政策的に利用したことが、被差別部落の成立につながったと言われています。

室町時代末から戦国時代にかけて、百姓や町人などによる土一揆や一向一揆（例えば加賀の一向一揆など）が起きました。

この民衆のエネルギーと団結力は、武家社会をつくるうえで大きな障害であり、その力を分断する必要がありました。

特に江戸時代には、ごく少数の武士層が人口の大半を占める民衆を支配するような状態となっていたので、彼らが団結して武士に反抗することを防がなければなりません。

そこで、民衆を百姓、町人（工、商）などの身分に分けるとともに、さらに「穢多」（自らは「皮多」などと称しました。）「非人」など（加賀藩では「藤内」という身分がありました。）の「賤民」の身分をつくり、これらの人々を城下町や村々のはずれ、川沿いや街道沿いに住まわせました。

また、職業においては、死牛馬の処理・皮製品の製造や、役人の配下として年貢の取り立てや刑の執行などにも従事し、百姓一揆の鎮圧などにも使われることもありました。

しかし差別されてきた人たちは、例えば和太鼓や猿まわし、門付芸などの豊かな伝統文化を育み、社会的に必要とされる仕事や、新しい産業・芸術の発達を担っていることも多く見られました。

知っておきたいこと

祖先が違うから差別されたのではありません

被差別部落の人々は、古代に中国などから渡来した人とか豊臣秀吉の出兵で朝鮮から連れられてきた人の子孫という考え方がありますが、同和对策審議会答申でも、「同和地区の住民は、異人種でも異民族でもなく、疑いもなく日本民族、日本国民である」と確認しています。

「差別表現」についてどう考えればよいのか

言葉は「生きもの」です。いわゆる「差別語」、「差別表現」と言われる言葉によって、他人の人権を著しく侵害する場合があります。

私たちが日常生活の中で、何げなく使っている言葉にも、差別性を含んだ多くの言葉があり、その言葉の受け手にとって、心が傷つけられる重い意味を持つものがあることを十分理解する必要があります。

「差別語」や「差別表現」について考える場合には、単に言葉の言い換えをするだけでなく、まず、私たち一人ひとりが、お互いの人権を尊重した言動を心がけなければなりません。

何が差別的な用語か、何が差別表現かということにとどまらず、どういう人が、どういう状態で、またどういふつもりでその言葉を使ったのかがいっそう問われます。

部落差別（同和問題）はなぜ今も続いているのか

明治に入り解放令が出され、日本国憲法でも人権の尊重がうたわれながら、部落差別が解決しなかったのは、差別の中で貧困の状態が改善されなかったことや一人ひとりの心から差別意識がなくならなかったことなどによるものです。

江戸時代の身分制度は、明治4年（1871年）、賤民身分の人々に対して「今後、身分、職業とも平民同様にする」という、いわゆる「解放令」（太政官布告）により廃止されました。しかし、この布告が発せられても差別をなくするための具体的な政策がほとんど行われず、また、時代が変わっても人々の心に根付いた差別意識が改まらなかったことなどから、差別はなくなりませんでした。

そのため、被差別部落の人々は、安定した仕事にもつげず、教育を受ける機会にも恵まれなかったことなどから、依然として社会的に低い立場におかれ続けました。

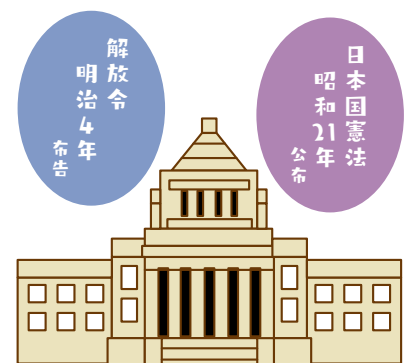
明治になって、他の旧身分の人々の生活状況が改善されていくなかでも、被差別部落の人々は、江戸時代以上に厳しい生活状況が続くことになりました。

大正時代になると、労働運動の広がりなどとともに被差別部落の人々への差別をなくそうとする運動が各地に広がり、彼らの自主的団結と行動をもとに、差別の撤廃とすべての人間が平等に暮らすことを目指す「全国水平社」（大正11年（1922年）創立）の運動が起こりました。政府でも、被差別部落の生活改善を図るための融和事業を進めましたが、当時の社会情勢では、人権意識を向上させ、差別をなくするという部落差別の本質的な解決までには至りませんでした。

戦後は、人権尊重を規定した日本国憲法が公布されましたが、部落差別解決に向けての本格的な取り組みは、昭和44年（1969年）度からの同和対策事業が始まりでした。この事業により同和地区の生活環境の改善が進められ、全体的には周辺地域との格差は見られなくなったことから、平成14年（2002年）には特別措置法に基づく特別対策は終了しました。

問題の解決に向けたこれらの取り組みが進められてきましたが、国民一人ひとりの人権意識が差別をなくすまでに高められなかったため、就職や結婚問題などにおける差別意識が解消されるまでに至らず、近年においては、情報化（インターネットなど）の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることなど、差別は今日も続いています。

このように現在もなお差別事象が発生している状況から、平成28年（2016年）に「部落差別解消推進法」が成立・施行され、差別の解消に向けたさまざまな取り組みが進められています。



部落差別（同和問題）の誤った解決策

そっとしておけば差別は自然になくなるのでは？

部落差別（同和問題）を寝た子にたとえ、「部落差別をよく知らない人に差別をなくすためその歴史や事例などを説明すると、かえって差別を助長することになる。そっとしておけば自然になくなるだろう。あまり部落や同和と言わない方がよい」という声を聞きます。果たしてそうでしょうか。

寝た子は時期がたてば目を覚ますように、部落差別を正しく理解していないと何かの機会に心の中に潜んでいる差別意識が顔を出してきます。

そっとしておいても差別がなくなるのなら、「解放令」が出されてから150年以上がたち、また、日本国憲法が制定されてから70年以上を経た現在、差別は既になくなっていくはずですが、しかし、現実には、結婚差別などの差別事件が今なお発生しています。

またこうした主張は、被差別者に対して「差別がなくなるまで我慢しなさい」と言っているのと同じで差別への忍従を強いる考え方につながりかねません。

そっとしておけば……という考え方では、解決しません。かえって誤った考えや偏見が伝えられ、差別の温存につながるようになってしまいます。一人ひとりが適切に学ぶことが必要です。

被差別部落の人々が分散すれば差別は自然になくなるのでは？

「被差別部落から出て、分散して住んでいけば、“部落”の出身者と分からず、差別されなくなる」という考え方がありますが……。

そもそも個人がどこに住むかはその人自身が決めることで、他人から強要されるものではありません。

やむにやまれず“部落”の外に移り住んだとしても、「何かのことで“部落”の出身ということが分かるのでは」と絶えず不安を抱えながら生活することは大変な苦しみであり、また、身元調査によって出身を暴く行為もあとをたっていないのが実情で、決して部落差別の根本的な解決にはつながりません。

どこに住むのかは、基本的人権にかかわる大切な問題です。たとえ、被差別部落出身者であることが、分かっても決して差別されない社会が、真に人権の保障された社会なのです。

分散すれば差別がなくなると考えることは、部落差別の解決を自らの差別意識の解消に求めるのではなく、被差別部落の人々の分散に求めるといった大きな誤りを含んでいます。それぞれが正しい考え方を身につけることが大切です。



部落差別（同和問題）は私たちの身近な問題です

本県でも差別問題が起きています。人権意識を高め、偏見や差別をなくすことは、他県のことではなく身近な問題です。

加賀藩時代の文献には、藩内に被差別部落が存在し、差別政策をとっていたとの記述が見られ、また、明治以降においても、被差別部落の人々に対する差別の事例が発生し、近年いくつかの問題が起きています。

特に、平成6年(1994年)には県民の一人が被差別部落の人々を避けたいと思い、パソコン通信を利用して被差別部落の所在を知ろうとした問題が発生し、また翌年には、全国的な大会で本県の代表が「加賀藩には被差別部落の住民がおらず、そのことで本県がほかの地域よりも暗に優れている」というような意味の紹介をするなどの問題が起きています。さらに最近の事例では、被差別部落の問い合わせ問題や、戸籍等の不正取得による身元調査の問題も起きています。

また平成25年度(2013年度)に石川県が実施した県民意識調査によれば、部落差別や同和問題に対して認識している人の割合は、「知っている(33.6%)」「聞いたことがある(30.0%)」を合わせても、63.6%と、全体の3分の2にも満たない割合となり、なかでも20歳代～30歳代の割合は59.0%～60.0%と、より低い結果となっています。

さらに、自分の子どもが同和地区(被差別部落)出身者と結婚する場合に、「家族・親戚の反対があれば認めない(7.6%)」「絶対に認めない(4.3%)」と、1割以上の人々が「結婚を認めない」という回答をするなど、被差別部落やその出身者への忌避意識が依然として存在している結果となっています。

このようなことから、部落差別に対する正しい理解が未だ十分に定着していないことや、身近に部落差別が存在するとの基本的な考え方に立ち、県では国や市町などと連携して、「部落差別解消推進法」の趣旨を尊重しながら、積極的に同和教育、啓発活動などに取り組み、特に若い世代に向けた効果的な啓発活動の方法を工夫していきます。

また、県民一人ひとりも日常生活においてお互いの人権を尊重し、すべての差別をなくすよう自発的な実践活動を行う必要があります。

知っておきたいこと

県が実施している県民対象の主な人権啓発事業

- ・人権啓発フェスティバル
- ・人権啓発講演会、出前人権講座、人権シリーズ講座
- ・人権啓発パネル展
- ・人権啓発「一枚の絵てがみ」メッセージ募集（人権啓発フェスティバルで展示）
- ・人権啓発企業研修会等講師派遣事業（専門講師を企業等へ派遣）
- ・思いやり絵本読み聞かせ講師派遣事業（専門講師を幼稚園、保育所、認定子ども園へ派遣）
- ・人権啓発DVDの貸出し（28ページ参照）



問い合わせ先：県総務課人権推進室 ☎ 076(225)1235

男女共同参画社会の実現をめざして

男女が対等なパートナーとして、あらゆる場に参画するために

男女共同参画社会の実現を阻害している要因には、人々の意識の中に固定的な性別役割分担意識や、男女の能力や適正に関する固定的な見方があると考えられます。このような意識や固定観念は、幼少の頃から長年にわたり形成されてきており、女性と男性のいずれにも存在するものです。

またその固定的な性別役割分担意識は、人権侵害であるDV^(※1)やセクハラ^(※2)等の背景にもなっていると言われていています。男女ともに充実した人生を送るためには、固定観念にとらわれることなく、男性と女性が家庭、職場、地域など社会のあらゆる分野に対等なパートナーとして参画し、共に責任を担うとともに、お互いの個性を尊重し合うことが大切です。

(※1) DV：ドメスティック・バイオレンスの略。配偶者やパートナー・恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力を指す。殴る、蹴るなどの身体的暴力のほか、人格を否定するような暴言や交友関係の監視、自分や家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫などの心理的暴力、生活費を渡さない、外で働くことを妨害するなどの経済的暴力、見たくないポルノ映像等を見せる、避妊に協力しないなどの性的暴力等を含む。

(※2) セクハラ：セクシュアル・ハラスメントの略。継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動を指す。マタハラ：マタニティ・ハラスメントの略。妊娠・出産・育児休業や、その制度利用の否定につながる言動や嫌がらせ。

知っておきたいこと

男女共同参画社会基本法

前文（抜粋）

少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

（平成11年（1999年）施行）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

前文（抜粋）

配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。

（平成13年（2001年）施行）

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

第1条（目的）

この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍することが一層重要となっていることに鑑み（中略）女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（平成27年（2015年）施行）

石川県男女共同参画推進条例

第1条（目的）

この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（平成13年（2001年）施行 一部平成14年（2002年）施行）

子どもの人権は大人の意識から

人権の侵害は、相手の「存在」「意思」を無視することから始まると言われています。その典型的な例が「いじめ」です。

令和3年度(2021年度)の全国のいじめ認知件数は、国公私立の小・中・高等学校及び特別支援学校の合計で約61万5千件と前年度(約51万7千件)に比べ約10万件増加している状況にあります。(令和3年度(2021年度)文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」)。

このような状況の中、社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、平成25年(2013年)に「いじめ防止対策推進法」が施行されました。いじめの態様としては、

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ・仲間はずれ、集団による無視をされる
 - ・ぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
 - ・金品をたかられたり、かくされたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- など犯罪にあたる行為の場合も多くあります。



いじめは、いじている者のもとより、いじめをとめない者、見逃している者にも問題があり、学校だけでなく、家庭や地域でも子どもたちの心に「思いやり」の気持ちが育つよう、大人のはたらきかけが必要です。

また、近年、子どもへの身体的・性的・心理的な虐待や、ネグレクト(養育の放棄・保護の怠慢)ヤングケアラーなどが社会問題となっています。虐待や体罰は法律で禁止されており、しつけや宗教の教義といった理由であっても決して許されるものではありません。

子どもの虐待に関しては、令和3年度(2021年度)中に児童相談所が対応した養護相談のうち児童虐待相談の対応件数が全国では207,660件で、前年度に比べ2,616件(1.3%)増加しており、令和元年(2019年)に、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」も成立しています。

子どもへの虐待は、子どもの健やかな成長を妨げ、心や身体にたいへん深い傷を残すばかりでなく、生命にも関わる深刻な問題です。大人が虐待に対して問題意識を持ち、未然防止・早期発見・早期対応のために声かけや連絡を積極的に行うとともに、地域におけるネットワークを構築していくことが必要です。

こども基本法

第3条 (基本理念)

こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 1 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的権利が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 2 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法(平成十八年法律第二十号)の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 3 全てのこどもについて、その年齢及び発達程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 4 全てのこどもについて、その年齢及び発達程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 5 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

いじめ防止対策推進法

第3条 (基本理念)

- 1 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- 2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- 3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(平成25年(2013年)施行)

児童虐待の防止等に関する法律

第5条

学校、児童福祉施設、病院、都道府県警察、婦人相談所、教育委員会、配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、婦人相談員その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。(以下略)

第6条

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。(以下略)
(平成12年(2000年)施行)

知っておきたいこと

高齢者の立場を自分に置き換えたことがありますか？

人は年月とともに歳を重ねていきますが、いくつになっても元気で行動し、社会の一員として活躍したいと願っています。でも時には、その思いが傷つけられることがあります。

今、日本では、全人口に占める65歳以上の人の割合が25%を超え、本格的な高齢社会となっており、2025年には、30%に達すると推計されています。

高齢者には、かくしゃくとしている人、身体機能が低下した人、介護を必要としている人などいろいろな人がいますが、「いい歳をしていながら」とか「邪魔にならないように引っ込んで欲しい」などの気持ちを抱いたことはありませんか。この気持ちが高齢者の人権を侵害する始まりです。

特に、残念なことは、高齢者に対する悲しい接し方です。介護による肉体的な疲労、精神的なストレスなどから、放置や暴言、時には、手をあげたりして高齢者の心身を著しく傷つける人たちがいます。

令和3年度（2021年度）は、県内で養介護施設従事者等による虐待が7件、養護者による虐待が159件確認されています。

今後も、介護を必要とする高齢者が増え、家族や地域の支えがますます必要となっていくことから、在宅介護サービスなどの一層の充実が図られなければなりません。と同時に、若い人でも必ず歳をとり、高齢者になることを自覚し、高齢者の立場を自分自身に置き換え、同じ人間としての「存在」や「意思」を尊重することが必要です。

また、高齢者を介護する家族や介護職員等の人権も尊重することが必要です。



介護現場では、職員が、利用者や家族等から、身体的暴力や精神的暴力、セクシュアルハラスメントなどを受ける事案も発生しており、厚生労働省では、介護職員が安心して働くことができる労働環境を構築するため、平成31年（2019年）に「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」を作成しています。

65歳以上人口の推移と将来推計

単位 千人（全人口に占める割合%）

	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
全国	36,027(28.6)	36,771(30.0)	37,160(31.2)	37,817(32.8)	39,206(35.3)
石川	337(29.8)	343(31.0)	343(32.0)	344(33.3)	355(35.9)

注 2020年は国勢調査、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（全国）」及び「日本の地域別将来推計人口（都道府県・市区町村）」より引用

障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会の実現を目指して

障害のある人も障害のない人と等しく、基本的人権が保障されています。障害のある人の自立と社会参加のためには、日常生活や社会生活における障害のある人の活動を制限し社会への参加を制約している「社会的障壁^(※)」を取り除くことが重要です。

(※) 社会的障壁：障害のある人が日常生活や社会生活を送る上で、様々な困難や妨げ（バリア）になっているもの。物理的な障壁、制度的な障壁、慣習による障壁、意識の障壁がある。

障害者基本法や障害者差別解消法では、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指しています。本県では、令和元年（2019年）に「障害のある人もない人も共に暮らしやすい石川県づくり条例」（通称「共生社会づくり条例」）を施行しました。他にも、施設のバリアフリー化や、障害のある人が情報を十分に取得・利用し、円滑な意思疎通ができる環境づくりを求めている法律や条例があります。

障害のある人の社会参加を拒んでいる主な要因は、障害のある人に対する差別意識があることと、「社会的障壁」が取り除かれないことです。

障害者差別解消法及び共生社会づくり条例では、行政機関・民間事業者・県民に対し、障害のある人への「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を努力義務（行政機関は義務）として求めています。

「不当な差別的取扱い」とは、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由としてサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりする行為をいいます。

「合理的配慮の提供」とは、障害のある人から「社会的障壁」を取り除くことを求められたときに、例えば交通機関の乗降時における必要な補助や、メニューの読み上げなど、できる範囲で必要な配慮をすることです。「合理的配慮の提供」は、障害者差別解消法の改正により、令和6年（2024年）までに民間事業者にも義務化されることが決まっています。

私たちの社会には、身体や知的、精神など様々な障害のある方々があります。障害といっても、種類も程度も求められる支援も様々です。外見では分からないような難病の方もいます。また、障害のある人に限らず、怪我をした人、病気の人、高齢者、妊産婦、子どもなど、誰もが様々な事情のある人と関わりながら生きています。「障害があるから」などと決めつけないで、一人ひとりのできること・できないことを確認しながら、共に社会を構成する一員として、どうすれば暮らしやすい社会になるのかを考え、行動していくことが大切です。

知っておきたいこと

共生社会の実現に向けた法律・条例

- ・石川県バリアフリー社会の推進に関する条例(平成9年(1997年)施行、令和3年(2021年)改正)
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年(2006年)施行、令和2年(2020年)改正)
- ・障害者基本法(昭和45年(1970年)施行、平成25年(2013年)改正)
- ・障害者差別解消法(平成28年(2016年)施行、令和3年(2021年)改正)
- ・障害のある人もない人も共に暮らしやすい石川県づくり条例(令和元年(2019年)施行)
- ・障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法(令和4年(2022年)施行)

人種や民族の垣根をのり越えて

国際化の時代を迎えて、いろいろな国の人々との交流が進んでいます。県内にも多くの外国人が住んでおり、学び、働いています。

私たちの心の中には、外国人や海外にルーツを持つ人と温かく接しようとする気持ちがある一方で、彼らの文化や習慣を異質なものとして受けとめたり、自分の“ものさし”で優劣をつけてつきあうというようなことはないでしょうか。

外国人の不法就労や犯罪などが報じられると、その影響で偏見を持ち、彼らの国民性や国の風土、文化などを理解しないで、いわれのないうわさを広めたり、アパートなどへの入居を断ったりするなどの事例が見られるほか、技能実習生に対する差別や虐待も報道されています。また、近年、在日韓国・朝鮮人等の人々に対するヘイトスピーチ（地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動）が多く発生していることから、平成28年（2016年）に、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するいわゆるヘイトスピーチ解消法が施行されました。

このような差別や偏見をなくすためには、一人ひとりが国際的視野に立って、彼らの言葉、宗教、習慣などの違いを認め、同じ人間として尊重し合わなければなりません。

誰でも、「自分が外国へ行ったとき、悪い扱いを受けたくない」と思うのは当然です。

人種や民族の垣根をのり越えて、皆同じ「地球人」と考えてみたらどうでしょうか。

お互いに助けたり助けられたりする仲間なのですから。

知っておきたいこと

石川県に住んでいる外国人

（令和4年（2022年）12月末現在の外国人住民数）

総計	16,598人
	（県人口の1.49%）
主な国籍・地域	
ベトナム	4,580人
中国	3,643人
ブラジル	1,355人
フィリピン	1,287人
韓国	1,201人
インドネシア	988人
ミャンマー	557人
ネパール	487人

人種差別撤廃条約

（あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約）

第2条

締約国は、人種差別を非難し、また、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策及びあらゆる人種間の理解を促進する政策をすべての適当な方法により遅滞なくとることを約束する。（以下略）

（昭和40年（1965年）国連総会採択 日本では平成8年（1996年）効力発生）

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）

第1条（目的）

この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。（平成28年（2016年）施行）

ハンセン病・エイズ・ 新型コロナウイルス感染症等に対する 正しい知識を持っていますか？

ハンセン病、エイズ、新型コロナウイルス感染症を始めとした感染症に対する人々の知識が必ずしも十分ではなく、感染症患者・回復者やその家族に対しても差別や偏見が今なお見受けられます。感染症に対する正しい知識を持ち、差別や偏見をなくすことが、それぞれの人々の人権を守ることになります。

ハンセン病は、基本的には皮膚と末梢神経の病気で、皮膚の表面にこぶや斑紋等が生じ、また、末梢神経の障害のため傷が出来ても気づかずに外見上に特徴的な変化が生じたりします。

かつては治療法がなく不治の病や遺伝病と考えられ、感染防止のためにハンセン病療養所に強制的に入所させられましたが、1940年代に治療法が確立され、完治が可能になったにもかかわらず、その後の昭和28年(1953年)に制定された「らい予防法」は、依然、患者や回復者の強制隔離等を定めていました。らい予防法は平成8年(1996年)に廃止されましたが、ハンセン病患者等は、同法へとつながった明治40年(1907年)制定の「癩予防ニ関スル件」以来ほぼ一世紀に及ぶ長年の誤った情報による根深い偏見などにより社会からの隔絶を余儀なくされてきました。

らい予防法廃止後に提起されたハンセン病訴訟において、平成13年(2001年)、熊本地方裁判所は、らい予防法下のハンセン病政策について国の責任を認める判決を下しました。これを受け、国は従来のハンセン病対策の誤りを認め、謝罪しました。そして、平成20年(2008年)、ハンセン病患者等の福祉の増進、名誉回復等を目的に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」(ハンセン病問題基本法)が成立しました。

さらに、ハンセン病患者・回復者ばかりでなくその家族もまた苦難の人生を余儀なくされてきました。令和元年(2019年)、「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が成立しました。法の前文では、ハンセン病患者家族等が、偏見と差別の中で、長年にわたり多大の苦痛と苦難を強いられてきたにもかかわらず、その問題の重要性が認識されず、これに対する取り組みがなされてこなかった、その悲しい事実を深刻に受け止め、深くおわびする旨が述べられています。あらためて、ハンセン病患者・回復者の家族が経てきた境遇について正しく受け止める必要があります。

私たちには、ハンセン病への正しい理解を進め、差別や偏見を社会からなくし、患者・回復者やその家族が安心して地域で生活できる社会にしていくことが求められています。

HIV やエイズについてもまた、正しく理解している人が少ないことから、様々な偏見や差別を生んでいます。

HIVとは、「ヒト免疫不全ウイルス」のことで、このウイルスに感染したまま放置すると体の免疫力が徐々に低下し、いろいろな病気や症状が出るようになります。この状態がエイズ(AIDS：後天性免疫不全症候群)です。

HIVは日常生活では感染せず、感染しても早期治療でエイズの発症を未然に防ぐことができます。また、発症した場合でも適切な治療で、日常生活に支障のないレベルまで回復するケースが多くなっています。

しかし、周囲の理解が十分でないため、日常生活における差別のほか、就労の継続が困難になったり、高齢者施設への入居を断られたりする場合もあります。企業においては、HIV感染者やエイズ患者のプライバシーを守りながら、職場内の意識啓発を進めるとともに、必要な支援ができるような体制づくりが求められます。

令和2年(2020年)、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、「コロナ差別」などと呼ばれる様々な人権問題が発生しました。本県では、令和3年(2021年)3月に、「石川県新型コロナウイルス感染症に係る差別の解消の推進に関する条例」を施行し、感染者、医療従事者やその家族、ワクチンを接種していない人などをはじめ、あらゆる人に対する差別を禁止することを定めています。

感染症は病気の症状だけでなく、私たちの心に不安や恐れを植え付け、深刻な差別や偏見を生じさせます。不確かな情報に惑わされて、人権侵害につながることをないよう、国や自治体が提供している正しい情報に基づき、冷静な行動を心がけましょう。

知っておきたいこと

ハンセン病はこんな病気です。

- ・感染力のきわめて弱い病原菌(らい菌)による病気です。
- ・有効な治療薬により完治します。
- ・回復した方に接触しても感染することはありません。
- ・早期に治療すれば、身体に障害が残ることはありません。
- ・治癒したあとに残る変化は後遺症です。
- ・遺伝病ではありません。

エイズはこんな病気です。

- ・エイズは、HIV(ヒト免疫不全ウイルス)によって感染する病気です。
- ・HIVは、非常に感染力の弱いウイルスで、性行為以外の日常生活では感染の心配はありません。
- ・HIVの感染経路は、性的接触や注射器の回し打ちをするなどに限られ、その予防法もわかっています。
- ・HIVに感染しても、エイズ発症前に発見できれば、HIVの排除はできませんが、ほぼ確実にエイズ発症を予防できるようになってきています。
- ・他の慢性疾患と同じように、体調に合わせるよう配慮すれば、仕事を続けることができます。
- ・適切な治療を続け、HIVウイルス量が検出限界値を下回る状態で安定しているHIV陽性者からは、性行為によって他の人にHIVが感染することはないと証明されています。(Undetectable=Untransmittable; 「U=U」)

石川県新型コロナウイルス感染症に係る差別の解消の推進に関する条例

この条例は、誰もが感染する可能性がある新型コロナウイルス感染症に係る不当な差別的取扱い、誹謗(ひぼう)中傷等の行為が行われないよう、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、不当な差別的取扱い、誹謗中傷等は許されないものであるとの認識の下に、県及び市町の責務と県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、差別の解消の推進に関して基本となる事項を定めることにより、新型コロナウイルス感染症に係る差別のない社会を実現することを目的としています。(令和3年(2021年)3月施行)

犯罪の被害を受けた人、その家族、 遺族の現状を知っていますか？

犯罪被害者等^(※)の抱える困難について、十分理解されているとはいえません。多くの無理解や誤解などで社会的に孤立し、更に困難な状況に追い込まれてしまうことがあります。

犯罪の被害に遭われた方々やそのご家族は、犯罪による心身への直接的な被害にとどまらず、その後も再被害への不安にさいなまれるとともに、周囲の好奇の目や中傷、無理解な対応や過剰な報道等により、社会的に孤立することを余儀なくされるなどの二次的な被害に苦しめられることも多く、再び落ち着いた日常生活を取り戻すことができるよう支援を行うことが大変重要です。

このため、県では、これまでも県や全ての市町で相談窓口を設置するとともに、関係機関の連携のもと、被害者の立場に寄り添い、被害直後から途切れることのない支援策を講じてきました。

さらに、行政のみならず県民の皆様にも、犯罪被害者等支援の重要性について理解を深めていただき、社会全体で支えていくことが重要であることから、「石川県犯罪被害者等支援条例」を制定し、令和3年4月1日に施行しました。

犯罪被害者等の問題は、一部の人間に例外的に起こることと捉えがちであり、まだまだ、地域社会全体の理解・配慮は十分とはいえず、関心も高いとはいえません。

犯罪被害者等は、私たちの隣人であり、私たち自身でもあります。地域社会全体が犯罪被害者等のことをよく理解し、配慮し、尊厳を尊重して支えることが何よりも大切です。

(※) 犯罪被害者等：犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

知っておきたいこと

犯罪被害者等基本法

前文（抜粋）

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられてきた。

しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。

もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。

国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならない。

(平成17年（2005年）施行)

石川県犯罪被害者等支援条例

第1条（目的）

この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援のための施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等を社会全体で支え、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができる社会を実現することを目的とする。（令和3年（2021年）4月施行）

インターネットによる人権侵害をなくそう

インターネットの匿名性や情報発信の容易さを悪用した人権侵害情報は排除しなければなりません。

インターネットによりコミュニケーションの輪が広がり、便利になる一方で SNS 等を媒介として、他人への誹謗中傷や差別を助長する書き込み^(*)や拡散、他人へのなりすまし、特定個人のプライバシーの無断掲載など、人権を侵害する問題が多く発生しています。

これらは、発信者の匿名性が保たれ、情報発信が技術的、心理的に容易にできるといったインターネットの特性を悪用して行われているものです。

インターネット上に掲載された情報はすぐ拡散され、不特定多数の人々の目にさらされます。

さらに一旦掲載されると、その内容を完全に消すことは容易ではなく、他者への誹謗中傷や差別情報であった場合には、被害回復が困難な結果を招きかねないこととなります。

憲法で保障された表現の自由に十分配慮すべきことは当然ですが、一般に許される限度を超えて他人の人権を侵害するような表現は許されません。

インターネットを利用しての情報の収集、発信、拡散にあたっては、個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解を深め、情報倫理に基づいて責任ある言動を心がけることが必要です。

※個人に対する誹謗中傷等の書き込みだけでなく、実在する特定の地域を被差別部落であると指摘する行為も、目的の如何を問わず、違法性のあるものであり、重大な人権侵害につながります。

知っておきたいこと

プロバイダ責任制限法

(正式名称：特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律)

これらのサイバー犯罪等から被害者を守るため、プロバイダ責任制限法においては、インターネットなどによる情報の流通により、自己の権利が侵害された者は、プロバイダに対して当該情報の送信防止の措置や、発信者の氏名や住所等の情報の開示を請求することができ、これにもとづき損害賠償を求める裁判も起き、発言、拡散した人に「名誉毀損罪」や「侮辱罪」等による刑事罪や損害賠償を求める判決も出ています。(平成14年(2002年)施行)

相談窓口：金沢地方法務局人権擁護課(27ページ参照)
違法有害情報相談センター(総務省支援事業) <https://ihaho.jp>

人権侵害情報については、法務局から削除要請を行うこともあります。

インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件数

(人権侵犯事件として法務省が新規に救済手続を開始した件数)

単位：件

2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)
1,909	2,217	1,910	1,985	1,693	1,736

注 法務省「令和3年における「人権侵犯事件」の状況について(概要)より引用

北朝鮮による拉致問題

北朝鮮による拉致問題は、重大な人権侵害です。私たち一人ひとりがこの問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

1970年代から80年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で姿を消しましたが、これらの事件の多くには、北朝鮮による拉致の疑いがもたれています。現在、17名が政府によって拉致被害者として認定されています。また、政府が認定した被害者以外にも、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない人たちがいます。さらに、日本だけでなく、海外諸国においても、拉致被害者がいるとされています。

平成14年（2002年）9月の第1回日朝首脳会談において、北朝鮮は日本人を拉致していたことを認め、謝罪しました。その後、5名の被害者は帰国しましたが、残りの拉致被害者については、いまだに北朝鮮から十分な説明が行われていません。

こうした北朝鮮による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しながら北朝鮮による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、平成18年（2006年）に、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。そのなかで毎年12月10日から同月16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされ、同週間では、国や地方自治体をはじめ関係団体等において様々な活動に取り組んでいます。

喫緊の国民的課題である拉致問題の早期解決をはじめとする北朝鮮による人権侵害問題への対処が国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

国連の人権への取組について

第二次世界大戦は、大量殺りくと人権侵害が横行し、日本では約310万人、世界では約5,000万人もの人々が亡くなりました。このようなことを反省して作られたのが、国際連合（国連）です。

国連の発足に先立ち作られた国連憲章は、「人権及び基本的自由を尊重するように助長奨励することについて、国際協力を達成すること」を目的の一つとして掲げました。そして、昭和23年（1948年）12月10日の第3回国連総会において、全ての人と国が守るべき基準としての「世界人権宣言」が採択されました。

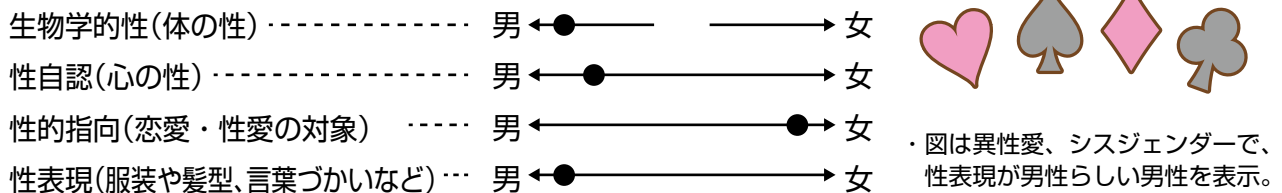
世界人権宣言は、前文と、誰もが自由であることにより保障される自由権、参政権、国家や地方公共団体の関与によって保障される社会権などを規定した全30条の条文からなり、この宣言により、人権を守る動きは大きく進んでいます。

現在では、人権は、国際社会全体に関わる重要な問題であるという考え方が一般的であり、世界人権宣言で規定された権利に法的な拘束力を持たせるため、多くの条約が国連で採択されています。ほかにも、国連に設置された様々な機関により、人権の保障を確保するための取組が行われています。

多様な性のあり方を、等しく尊重しよう

異性愛でシスジェンダーの人(異性を好きになり、心と体の性が一致する人)が単に多いというだけで当然視され、それ以外の人(同性を好きになる人や、心と体の性が一致しない人など)に対する、根強い偏見や差別的言動があります。

【性の多様性(性の4要素)】



性は、この図のように、生物学的な性(からだの性)と性自認(こころの性)、性的指向(恋愛・性愛の対象)、性表現(服装や言葉づかいなど)という、4つの要素からできています。その組み合わせは人によってさまざまですが、そのだれもが等しく人権を保障されなければなりません。

性的指向が異性に向かえば異性愛者、自分(の性自認)と同性に向かえば同性愛者(女性の同性愛者はレズビアン、男性の同性愛者はゲイ)、男女両方に向かえば両性愛(バイセクシュアル)となります。また、生物学的な性(からだの性)と性自認(こころの性)が一致する人(シスジェンダー)もいれば、一致しない人(トランスジェンダー^(※1))もいます。このうち同性愛・両性愛の人、トランスジェンダーをまとめて、LGBTと言います。また、性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)はLGBT以外の多様な性も含むことからLGBTQ+^(※2)とも言われ、こうした人々は、異性愛と性の区分を前提にした社会生活上の制約を受けるなど、様々な困難を抱えています。

性的指向や性自認は、趣味や嗜好ではなく、自分の意思や医療的処置によって変えることはできません。しかし性的少数者について、社会的に十分に認識、理解されていないため、自分の性的指向や性自認を明らかにし、当事者が自分らしく生活することは、困難を伴い、不登校や退学・退社や自殺に追い込まれることもあります。

このためトランスジェンダーに関しては、平成16年(2004年)に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」(性同一性障害者特例法)が施行され、一定の条件を満たす場合、戸籍の性別の変更を家庭裁判所に求めることができるようになりました(平成20年(2008年)に法改正によって条件を緩和)。また、文部科学省は平成28年(2016年)に教職員向けに「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」という、性的少数者への支援指針を公表しています。また、さまざまな支援の施策を行う自治体が各地で増えています。

このように、多様な性のあり方が当たり前のこととして理解されつつありますが、いまだに性的少数者への偏見や差別を助長する興味本位の扱いもまだまだ多く、依然として性的指向や性自認を理由とした差別やいじめなどが発生しています。そのため個人はもとより、学校や職場・地域で性的少数者についての正しい理解や認識を深めたり^(※3)、それらを踏まえて制度を見直すことが重要です。

県としても、性的マイノリティのカップルをパートナーとして認め、パートナーが夫婦同様のサービスを受けられる環境づくりにつなげるため、パートナーシップ宣誓制度を含めた条例の提出に向けて準備を進めています(令和5年3月現在)。

カミングアウト (Coming out)

カミングアウトとは、Coming out of the closetのことを意味し、社会の規範や周囲の無理解から自分のセクシュアリティを隠さざるを得ない状態を、「クローゼットに押し込まれている状態」にたとえ、そこから出て、陽のあたる場所に自分を置く決意を表す言葉であり、具体的には誰かに自分の性的指向や性自認等を表明することを言います。

また、性的指向や性自認等を表明するだけでなく、これまで公にしていなかった自らの出生や病状について明らかにする意味でも使われます。

しかし、いつ、誰に、どのように伝えるかは、当事者本人が決めることであり、周囲の人がカミングアウトを強要することも、禁止することも、決してあってはなりません。

異性愛やシスジェンダーを前提としている社会では、性的少数者はいないこととされているため、自分たちが存在していることを相手に伝える手段としてカミングアウトをします。カミングアウトは当事者にとって大変勇気のいることです。まずは、真摯に打ち明けてくれた人の話に耳を傾ける姿勢が大切です。

また、カミングアウトされた場合には、決して本人の意思に反して誰かに勝手に話してはならないことを、常に意識することが肝要です。

アウトティング (Outing) が大きな問題になっています。

本人の許可無く、LGBT等の性的少数者であることを他人に暴露することを「アウトティング」といいます。

平成27年(2015年)に男子大学生が同性愛者であることを、それを知った友人達に言いふらされてショックを受け、その後、授業中に校舎から転落死するという事件が起きました。

テレビのお笑い番組などで、LGBTを「笑い」のネタとして扱っている不適切な例もまだ一部であり、友人同士や職場の同僚などについて、アウトティングが「笑い」の一つとして行われることがあります。

また、LGBTであると打ち明けられたことを受け止めきれずに、他の人について話してしまう場合もあります。

いずれにしても、自分のセクシュアリティを他人に知られたくない人にとって、アウトティングは重大な人権侵害です。本人の了解なしに、決して他人には話さないようにすることが大切です。もし自分一人では受け止めきれない場合には、専門の電話相談や相談員など守秘義務のある人に相談しましょう。

なお、厚生労働省は改正労働施策総合推進法に基づいて「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」を2020年1月に公表しました。これにより、すべての企業等や自治体がSOGIハラ（性的指向や性自認に関するハラスメント）やアウトティング防止施策の実施を、2020年6月（中小企業は2022年4月）から義務付けられています。（これは「措置義務」であり、もし就業規則等でこれらの禁止の明記や、研修等の対策を怠った場合、都道府県労働局による助言・指導・勧告等が行われることとなります）。

SOGIの意味とLGBTとの違い

「SOGI (ソジ)」とは、Sexual Orientation (性的指向) と Gender Identity (性自認) のことを指します。LGBTが人、性的マイノリティ当事者そのものを表現するのに対して、SOGIは「どんな性別を好きになるのか」、「自分自身をどういう性だと認識しているのか」という「人の状態」を指す意味なので、全ての人に該当する用語になります。

「LGBTという人たちの人権を守りましょう」ではなく、「全ての人々が持っているSOGIという属性にかかわらず、平等に人権を守りましょう」という意味でSOGIは使います。

例えば、「女性差別」と「性別に基づく差別」の関係、「黒人差別」と「人種に基づく差別」と同じく、前者が「誰」を表しているのに対して、後者は「何」を表す概念と捉えることができます。

- (※1) トランスジェンダーは、厳密には出生時に割り当てられた性別に一致せず違和感を持つ人を指します。性同一性障害（性別違和）は医学的診断名です。こうした違和感を持たない人のことをシスジェンダーと言います。
- (※2) そのほかに、アセクシュアル：だれに対しても恋愛・性愛感情をもたない人、アロマンティック：だれに対しても恋愛感情をもたない人、X(エックス)ジェンダー：男女どちらでもない人、クエスチョニング：性的指向や性自認が分からない、決められない人、DSDs(性分化疾患、インターセックス)：生殖器や染色体などの身体的性の発達が、典型的な男女とは異なる人などがあり、これらを含めてLGBTQ+と表すときもあります。
- (※3) 平成29年(2017年)、改正・男女雇用機会均等法が施行され、被害者の性的指向や性自認にかかわらず、当該者に対するセクハラも禁止対象として厚生労働省が定めたセクハラ防止指針に明記されました。平成30年(2018年)1月改正のモデル就業規則には「性的指向・性自認に関するハラスメントの禁止」が盛り込まれています。

アイヌの人々に対する理解を深めよう

日本の先住民族であるアイヌの人々に対する理解が十分ではないため、就職や結婚等において偏見や差別が依然として存在しています。アイヌの人々の生活習慣や伝統文化を理解し、尊重することが大切です。

アイヌの人々は古くから北海道を中心に東北地方やサハリン、千島列島などに住んでいたといわれています。

明治維新以降は政府による大規模な「同化政策」が行われましたが、これによってアイヌの人々は、独自の文化や伝統的な生活習慣等を禁止され、民族としての誇りを奪われる結果を招くこととなったのです。

その後、アイヌの人々を中心に民族の誇りや尊厳を取り戻す動きが起こり、この活動は時代と共に広まってきました。

平成9年(1997年)に、アイヌ文化を振興し伝統の普及を目的とした「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の復旧及び啓発に関する法律」(アイヌ文化振興法)が制定されました。

平成19年(2007年)には、国連総会で「先住民族の権利に関する国連宣言」が採択され、平成20年(2008年)には国連人権理事会から日本に対し「アイヌ民族との対話勧告」が出され、同年、国会で「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が全会一致で決定され、この決議により初めてアイヌ民族は公的に「先住民族」であることが認められました。

そして令和元年(2019年)に、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」(アイヌ施策推進法)が施行され、これに伴いアイヌ文化振興法は廃止されました。

アイヌの人々が、憲法の下で平等を保障された国民として、その人権が擁護されなければならないのは当然のことです。しかし、アイヌの人々に対する理解が十分ではないため、差別や偏見が依然として存在しています。

私たち一人一人が、先住民族であるアイヌの人々の独自の文化・伝統を尊重することが大切です。

人身取引をなくそう

人身取引は、昔の話でも外国だけの話でもありません。現在も日本で発生している重大な人権侵害です。

性的搾取や強制労働、臓器売買などを目的とした人身取引(トラフィッキング)は、重大な犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な問題であるだけでなく、犯罪組織の収入源にもなっています。被害者の多くは、女性や子どもたちです。いま世界各国は人身取引に対して様々な対策を講じています。

日本は、人身取引の受入国の一つとして国際社会から批判を受けています。政府は平成16年(2004年)、「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」を設置し、同年に同会議において、人身取引の撲滅、防止、人身取引被害者の保護等を目的とする「人身取引対策行動計画」(平成26年(2014年)改定)を策定しました。また平成17年(2005年)には、刑法の一部改正によって「人身売買罪」が新設され、取り締まりが強化されています。

しかし、こうした国の取り組みとは別に、いわゆる風俗店などで外国人女性を相手に快楽を求める行為などが、人身取引を生み出す温床となっていることを、事実として認識する必要があります。この問題の解決に向けて、多くの人の理解と意識向上が求められます。

ホームレスの自立を支援しよう

ホームレスとなった人々に対して、嫌がらせや暴行が各地で起きています。ホームレスの人権に配慮するとともに、地域社会の理解と協力が必要です。

様々な事情から、公園、道路、駅舎などでの生活を余儀なくされる人々がいます。こうしたホームレスの中には、きちんと就職して働きたいという自立の意志を持っているにも関わらず、偏見や差別のため、就労先が見つからないという人がいます。またホームレスに対する暴力事件などが度々発生していますが、その根底には、ホームレスを軽視する姿勢が見受けられます。

こうしたホームレスの自立を支援するために、平成14年（2002年）に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（ホームレス自立支援法）が施行され、地方公共団体が就労機会や住居の確保、生活相談などの対策を講じるよう定められました。また、平成15年（2003年）に「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（平成30年（2018年）改定）が策定され、国民の責務として、この問題について理解を深めるとともに、地域社会において、ホームレスの自立支援等に努めるよう求めています。

刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう

刑を終えて出所した人やその家族に対する就職差別等が発生しています。これらの人の社会復帰のためには、本人の強い更生意欲と併せて、周囲の人々の理解と協力が必要です。

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別は根強く、就職やアパート等への入居に関する差別や、悪意のある噂や地域社会からの拒否的な感情など、社会復帰を目指す人たちにとって現実には極めて厳しい状況にあります。

刑を終えて出所した人は、罪を償った人です。その人が、真の社会復帰を実現し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるようにするためには、本人の強い更生意欲とともに、職場、地域社会など周囲の人々の強い理解と協力が必要です。そのためには、刑を終えて出所した人に対する偏見にとらわれないことが大切です。

災害時の被災者の人権に配慮しよう

災害時において、避難所などで高齢者、障害のある人などの要配慮者への配慮やプライバシーの保護が課題となっています。

平成23年（2011年）3月11日に発生した東日本大震災による災害やそれに伴う原子力発電所の事故は、被災地に甚大な被害をもたらし、多くの人々が避難生活を強いられ、長期間自宅に戻れない状況となっています。こうした中で、風評による根拠のない思い込みや偏見による人権侵害の事案があったとされております。また、避難所などで特別な援助や配慮を必要とする高齢者、障害のある人、妊産婦や乳幼児連れなどの、要配慮者への配慮やプライバシーの保護といった課題や、性暴力による被害が改めて問題となりました。

このような事態を踏まえ、国や地方自治体でも避難の長期化など必要に応じて、プライバシー確保や女性及び子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めておりますが、県民一人ひとりが、被災者の人権に配慮する必要があります。

親と子で学ぶ人権

子どもに対する人権教育を効果あるものとするには、保護者自らが人権について学び、正しく理解して子どもに接することが大切です。

県内の学校では、お互いが思いやりの心を持ち、差別や偏見をなくすために、人権・同和教育が行われています。学校で学習したことについて、子どもが親に疑問を投げかけたり、意見を聞いたりすることがあるでしょう。

こんなときが、人に対する思いやりや差別、偏見などについて、家族で話し合う大変よい機会です。保護者自らが、人権に関する講演会に参加したり、啓発冊子やビデオ・DVD（P.28参照）、図書館の本などを利用したりして人権についての理解を深めたうえで、次の点に留意しながら子どもとの話し合いを進めてはいかがでしょうか。

- ・学校での学習と関連させながら話をする。
- ・子どもの理解の程度を確かめながら話をする。
- ・その場限りの話し合いに終わることなく、子どもの成長に合わせながら、折に触れともに考え、学び続けていく。
- ・担任の先生などと相談しながら、家庭、学校、地域が力を合わせ導いていく。

家庭は心豊かな人づくりを行う大切な場です。

生きることの尊さ、人権を尊重する心を家庭で話し合い、子、孫へと伝えていきたいものです。



知っておきたいこと

人権教育の相談窓口

県教育委員会人権教育推進室
☎076(225)1828(学校教育)
☎076(225)1839(社会教育)

アニメーションビデオの無料貸出し

28ページの「人権DVDライブラリーのご案内」を参照してください。

県総務課人権推進室
☎076(225)1235

地域で学ぶ人権

公民館などで学習を！

私たちの周りには、女性、高齢者、障害のある人、外国人に対する偏見や差別、部落差別など様々な人権課題があります。また、いじめや虐待などで悩んでいる子どもたちもいます。

私たちの心の中から、差別意識や偏見をなくすには、人権について正しく学び、差別が不合理なものであることを認識し、差別の痛みや悲しみを自分のこととしてとらえることが必要です。

公民館などの社会教育施設は、「地域に根ざした学習活動を行う場」で、誰もが自由に利用できる施設です。これらの施設で行われる人権に関する講座や研修会などに積極的に参加し、人権への理解を深めましょう。

地域の団体やPTAなどで話し合いを！

日常生活の中で、自分の存在を無視されたり、思いやりのない言葉をかけられ、「悔しい」「悲しい」などの思いをしたことがありませんか。また、あなたも無意識のうちに相手の心を傷つけ、同じ思いをさせているかもしれません。これらは、私たちの身近なところで起こりうる「人権問題」です。

人権を難しいこととして考えず、「自分の心の中にも偏見や差別意識があるのでは……」と自らの問題としてとらえる必要があります。例えば、女性、青少年、高齢者のグループや町内会、PTAなど、いろいろな機会を利用し、話し合い、意見を交換しながら人権意識を高めていくことが問題解決の大きな力となります。

平成12年（2000年）に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づく地方公共団体の責務として、本県では人権教育・啓発に関する施策を推進するための「石川県人権教育・啓発行動計画」（平成27年（2015年）3月改定）を策定し、女性、子ども、高齢者、障害のある人、部落差別（同和問題）、外国人などに関する人権問題を重要課題として、人権尊重社会の実現を目指した取り組みを進めています。

私たち一人ひとりの小さな取り組みが、住み良い社会への「大きな波」となっていくことを心に留め、地域で人権を学びましょう。

知っておきたいこと

ご相談ください

学習のテーマなどについてお手伝いします。

問い合わせ先：県教育委員会人権教育推進室 ☎076(225)1837
各市町教育委員会
(ビデオ・DVDの無料貸し出しは)
県立生涯学習センター ☎076(223)9574



企業における人権研修

企業にとって「人」を育てることは、企業経営の面で重要であると同時に、社会的な責務であるとも言えます。積極的に人権研修に取り組み、社員一人ひとりを人権の意識豊かな企業人に育てるとともに、よき社会人として育成することが大切です。

企業や団体は、女性、障害のある人、高齢者、同和関係者、性的少数者、外国人であるなどの理由から、採用においても、従業員や実習生、顧客や取引先に対しても、不公正な扱いを行うべきではありません。不公正な扱いは法律違反に問われることもあります。また、就職差別となる可能性を排除するため、選考や採用の前後に戸籍謄(抄)本や本籍地が記載された住民票(写し)の提出を求めることはすべきではありません。^(※)

厚生労働省は、本籍地や家族の状況・職業など就職差別につながるおそれのある事項を採用・選考の判断に持ち込まないよう、また、差別につながる企業活動を行わないよう、ガイドラインを定め注意を促しています。これに沿って、公正採用選考人権啓発推進員(石川労働局では従業員30人以上の企業に設置を勧奨)が中心となり、人権研修及び公正採用選考研修に取り組んでいます。

企業は地域社会の一員として、地域が抱えるさまざまな人権に関する課題の解決に取り組み、住みよい社会づくりに積極的に貢献することがCSR(企業の社会的責任)として近年より強く求められています。

(※)労働基準監督署長からの行政通達により、会社が提出を求めてよいのは、採用決定後であり、その書類は、本籍地の記載がなく、最低限必要な情報のみ記載された「住民票記載事項証明書」が望ましいとされています。

知っておきたいこと

人権啓発企業研修会等講師派遣事業

県では、人権啓発活動の一環として、企業、団体等が実施する人権に関する研修会等(原則として講演時間が60分以上で参加者が30人以上)に対して、専門講師を派遣しています。[派遣経費は県で負担]

問い合わせ先：県総務課人権推進室 ☎076(225)1235

面接試験（公正な採用選考）

面接試験は、応募書類等に記載されている事項以外のことについて容易に知り得る利点を持つ反面、質問内容等によっては基本的な人権の侵害にかかる事態を招くおそれがあります。そのような不適切な質問は、差別する意図はなく、たとえ世間話のつもりで尋ねたとしても許されることではありません。本人の適性と能力に関係のない事項や本来自由とされている事項を聞かないよう十分に配慮する必要があります。

令和3年度(2021年度)に高校生が採用選考試験を受験した789事業所について、受験者から事後に提出される「就職試験受験報告書」で確認したところ、28事業所が不適切な質問を行っていました。このような事業所には行政が事実確認、指導を行い、必要な場合は職業安定法に基づく改善命令を発出します。この扱いは中学生、大学生等の学生、一般求職者においても同様に行われます。

公正な採用選考についての問い合わせ・相談先

石川労働局職業安定部職業安定課：☎076(265)4427、または各公共職業安定所

◎質問してはならない事項（次ページも併せてご覧ください）

■本籍地などに関すること

・本籍地はどこですか、お父さんお母さんの出身地は ・生まれたところはどこですか など

■家の所在地や環境に関すること

・家はどの辺にありますか ・住んでいる地域は、どんな環境ですか など

■家族構成や職業に関すること

・お父さん（お母さん）がいませんが、どうしたのですか、病死ですか、死因はなんですか
 ・お父さん、お母さんの学歴は ・兄弟姉妹は、家族の雰囲気は ・家族の職業は、役職は など

■家の資産、家族の収入に関すること

・住んでいる家や土地は、自分のものですか ・家族の収入はどれくらいありますか など

■思想、信条に関すること

・信条はなんですか ・どの政党を支持していますか ・どんな本を愛読していますか
 ・尊敬する人物は誰ですか ・何新聞を読んでいますか ・家の宗教は何ですか など

■その他

・短所は何ですか ・血液型、星座は何ですか ・恋人（彼氏/彼女）はいますか
 ・結婚、出産しても働きますか ・結婚の予定はありますか など

全国高等学校統一用紙

文部科学省、厚生労働省、全国高等学校長協会では、新規高等学校卒業生の採用、選考が応募者の適性と能力に基づいて行われるよう応募書類の様式について協議、改定し、平成18年（2006年）3月の新規高等学校卒業生から、本籍地や家族欄のほかに、保護者氏名欄を削除したこの「統一用紙」を使用しています。

(※)2021年4月に厚生労働省が示した一般向け履歴書の様式例では、家族や通勤時間の欄は無く、性別欄については、「記載は任意です。未記載にすることも可能です」との注意書きが記されました。

履 歴 書

令和 年 月 日現在		写真をはる位置 (30×40mm)
ふりがな 氏 名	性別	
生年月日 昭和・平成 年 月 日生(満 歳)		
ふりがな 現住所		
ふりがな 連絡先		

(連絡先欄は現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入すること)

学 歴 ・ 職 歴	平成 令和 年 月	高等学校入学
	平成 令和 年 月	
	平成 令和 年 月	
	平成 令和 年 月	
	平成 令和 年 月	
	平成 令和 年 月	

(職歴にはいわゆるアルバイトは含まない)

資 格 等		取得年月	資格等の名称	
趣 味 ・ 特 技	校内外の 語 活 動			
志 望 の 動 機				
備 考				

全国高等学校統一用紙(文部科学省、厚生労働省、全国高等学校長協会の協議により平成17年度改定)

部落地名総鑑事件

昭和50年(1975年)、被差別部落の地名、所在地などが記載された「人事極秘・部落地名総鑑」など何種類かの差別図書が存在が明るみとなり、これを利用して、被差別部落出身者を不採用にしていた企業や結婚などに際して身元調査を行っていた者もありました。

その後、この差別図書は、国によって回収されましたが、確認できただけでも本県を含め全国で20社を超える企業が購入していました。また平成28年(2016年)には、新たな部落地名総鑑を販売しようしたり、身元調査に利用するため戸籍を不正に取得する事件が起こっています。

なお、昭和52年(1977年)に国では、「企業内同和問題研修推進員」(現在の公正採用選考人権啓発推進員)の設置を指導し、公正採用選考のルールが作られました。

求職者等の個人情報の取扱い

職業安定法(昭和22年(1947年)法律第141号。以下「法」という。)の改正により設けられた求職者等の個人情報の取扱いの規定は平成11年(1999年)12月から施行され、労働者の募集の業務の目的達成に必要な範囲内で募集に応じて労働者になろうとする者等の個人情報を収集、保管、使用しなればならない旨規定されています。また、個人情報保護法に基づいて、厳格な管理が必要です。

職業安定法(抄) (求職者等の個人情報の取扱い)

第五条の四

公共職業安定所等は、それぞれ、その業務に関し、求職者、募集に応じて労働者になろうとする者又は供給される労働者の個人情報(以下この条において「求職者等の個人情報」という。)を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、その業務の目的の達成に必要な範囲内で求職者等の個人情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。

ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

(以下略)

(注)「公共職業安定所等」には、労働者の募集を行う者も含まれます。

個人情報の収集上の注意

個人情報の収集は、特別な職業上の必要性が存在し、その業務の目的の達成に必要不可欠である場合に限り、収集目的を示して本人から直接又は本人の同意の下で収集することが原則です。

違反したときは

■ 違反行為をした場合は、職業安定法に基づく改善命令を発出する場合があります。

■ 改善命令に違反した場合は、罰則(6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金)が科せられる場合もあります。

指針 平成11年労働省告示第141号(抄)

第4 法第5条の4に関する事項(求職者等の個人情報の取扱い)

1 個人情報の収集、保管及び使用

(1) 職業紹介事業者等(注)は、その業務の目的の範囲内で求職者等の個人情報(以下単に「個人情報」という。)を収集することとし、次に掲げる個人情報を収集してはならないこと。ただし、特別な職業上の必要性が存在することその他業務の目的の達成に必要不可欠であって、収集目的を示して本人から収集する場合はこの限りでないこと。

イ 人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地その他社会的差別の原因となるおそれのある事項

ロ 思想及び信条

ハ 労働組合への加入状況

※イからハについては、具体的には、例えば次に掲げる事項等が該当します。

イ・・・①家族の職業、収入、本人の資産等の情報

(税金、社会保険の取扱い等、労務管理を適切に実施するために必要なものを除く。)

②容姿、スリーサイズ等、差別的評価に繋がる情報

ロ・・・人生観、生活信条、支持政党、購読新聞・雑誌、愛読書

ハ・・・労働運動、学生運動、消費者運動その他社会運動に関する情報

(2) 職業紹介事業者等は、個人情報を収集する際には、本人から直接収集し、又は本人の同意の下で本人以外の者から収集する等適法かつ公正な手段によらなければならないこと。

(3) 職業紹介事業者等は、高等学校若しくは中等教育学校又は中学校の新規卒業予定者から応募書類の提出を求めるときは、職業安定局長の定める書類(全国高等学校統一用紙又は職業相談票(乙))により提出を求めること。

(4) 個人情報の保管又は使用は、収集目的の範囲に限られること。ただし、他の保管若しくは使用の目的を示して本人の同意を得た場合又は他の法律に定めのある場合は、この限りでないこと。

2 個人情報の適正な管理

(1) 職業紹介事業者等は、その保管又は使用に係る個人情報に関し、次の事項に係る措置を講ずるとともに、求職者等からの求めに応じ、当該措置の内容を説明しなければならないこと。

イ 個人情報を目的に応じ必要な範囲において正確かつ最新のものに保つための措置

ロ 個人情報の紛失、破壊及び改ざんを防止するための措置

ハ 正当な権限を有しない者による個人情報へのアクセスを防止するための措置

ニ 収集目的に照らして保管する必要がなくなった個人情報を破棄又は削除するための措置

(2) 職業紹介事業者等が、求職者等の秘密に該当する個人情報を知り得た場合には、当該個人情報が正当な理由なく他人に知られることのないよう、厳重な管理を行わなければならないこと。なお、有料職業紹介事業者は特に厳重な管理を行わなければならないこと。

(以下略)

(注)「職業紹介事業者等」には、労働者の募集を行う者も含まれます。

人権についての相談先

他の人から心や体を傷つけられたとき、声をあげたり相談したり手助けを求めることは、決して恥ずかしいことではありません。

あなたが苦しむような人権侵害はあってはならないことです。

人権の侵害が発生したときや、「これは人権問題ではないだろうか?」と感じたりすることがあれば、法務省の人権擁護機関をはじめとする、下記の窓口等に相談してください。

法務省の人権擁護機関では、法務局職員や人権擁護委員が人権に関するご相談（人権相談）をお受けしています。相談は下記どれも無料で、難しい手続きは何もありません。相談内容についての秘密は厳守します。

知っておきたいこと

主な人権相談窓口

■金沢地方務局

- ☎ 076 (292) 7808 (人権擁護課)
- ☎ 0761 (22) 6300 (小松支局)
- ☎ 0767 (53) 1721 (七尾支局)
- ☎ 0768 (22) 0426 (輪島支局)

■市町人権行政担当課

インターネット人権相談受付窓口

- 金沢地方務局 パソコン、携帯電話、スマートフォン共通
<https://www.jinken.go.jp/>

人権相談ダイヤル

人権擁護委員

昭和24年(1949年)に制定された「人権擁護委員法」に基づき設置されたもので、本県では、法務大臣から委嘱された委員182名(令和3年(2021年)12月現在)が活動しています。

人権擁護委員法

第2条(委員の使命)

人権擁護委員は、国民の基本的な人権が侵犯されることのないように監視し、若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもってその使命とする。

窓口	電話番号	営業時間	備考
みんなの人権110番 (全国共通人権相談ダイヤル) (金沢地方務局)	☎0570-003-110	月～金 8:30～17:15 年末年始・祝日を除く	電話をかけた最寄りの法務局につながります。一部のIP電話等からは利用できませんので、最寄りの上記「主な人権相談窓口」の電話番号までおかけください。
女性の人権ホットライン(金沢地方務局)	☎0570-070-810	月～金 8:30～17:15 年末年始・祝日を除く	
子どもの人権110番(金沢地方務局)	☎0120-007-110	月～金 8:30～17:15 年末年始・祝日を除く	
外国語人権相談ダイヤル(金沢地方務局)	☎0570-090-911	月～金 9:00～17:00 年末年始・祝日を除く	
24時間子供SOS相談テレホン (石川県教育委員会)	☎076-298-1699	24時間・年中無休	
女性なんでも相談室(県女性センター)	☎076-231-7331	月～金 9:00～17:00 年末年始・祝日を除く	弁護士等による相談(要予約)は、 第1・3水曜 15:00～16:00、 第2・4水曜 14:00～16:00 (年末年始・祝日を除く)
県女性相談支援センター	☎#8008 または ☎076-223-8655	月～金 8:30～17:15 年末年始・祝日を除く	女性に関する様々な相談や、DVに関する相談を受け付けています
DVホットライン (女性のためのDV専門電話相談)	☎076-221-8740	月～金 9:00～21:00 土日祝・年末年始 9:00～17:00	
いしかわ性暴力被害者支援センター 「パープルサポートいしかわ」	☎#8891 または ☎076-223-8955	月～金 8:30～17:15 年末年始・祝日を除く	メール相談も実施しています (ホームページの相談フォームより)
性被害110番(県警)	☎#8103 または ☎0120-010-783または ☎076-225-0281	24時間・年中無休	土日祝日及び執務時間外は当直対応
公益社団法人石川被害者サポートセンター	☎076-226-7830	年末年始・祝日を除く 火～土曜日 13:30～16:30	
よりそいホットライン	☎0120-279-338	24時間・年中無休	外国語による相談や、性的指向・性自認に関する相談も受付
児童相談所虐待対応ダイヤル	☎189	24時間・年中無休	お住まいの地域の児童相談所に繋がります

人権DVDライブラリーのご案内

県では、県民の皆さんが「人権」について学んだり、考えたりするための教材・資料として、「人権」をテーマにしたDVDをライブラリーとして整備し、貸し出し(無料)を行っています。企業・団体・学校等で開催する研修会・学習会や個人での学習などに活用ください。

借用に当たっては、巻末の「DVDライブラリー借用申込書」の注意事項をお読みいただき、必要事項をご記入の上、県総務課人権推進室までご連絡ください。

※当冊子で紹介しているDVDのほか、ビデオテープ(VHS)もあります。

詳細は、県人権推進室のホームページ (<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/soumu/jinken/library.html>) をご覧ください。

No.	タイトル	時間(分)	内容
人権全般			
504	えっ!これも人権?—4コマ劇場より—	30	フィクションだけとありがちな風景、いっしょに考えましょう。
505	人権を行動する —その時あなたはどうしますか?—	25	日常の気づきを行動に結びつけることの大切さを考えます。
506	人権入門—日常から考える10のヒント—	23	日常の中の身近な人権を改めて考えます。
507	企業に求められる人権意識とは?	24	企業に求められる人権意識のあり方を描いています。
508	ハラスメントと人権 防ごう!パワーハラスメント	20	パワハラとは何か、防ぐためにはどうすれば良いかを考えます。
509	働きやすい職場をめざして ~こころの健康と人権~	25	いきいきと働ける職場にするために配慮する事は?
513	青春のヒューマン・ステージ	31	様々な人権問題の根底にある構造を通して、人権感覚を身につけていきます。
514	職場の人権 ~相手のきもちを考える~	27	職場で起こるトラブルなどから、「相手の気持ち」を大切にすることを理解します。
530	【ディスカッション教材】パワーハラスメント	45	パワハラについて、様々なケースをドラマとポイント解説で理解していく討議用教材として活用できます。
531	人権啓発 日常の人権Ⅰ ~気づきから行動へ~	23	女性の人権、子どもの人権、高齢者の人権をテーマに、日常生活の中のさまざまな角度から人権について考えます。
532	人権啓発 日常の人権Ⅱ ~気づきから行動へ~	23	外国人の人権、障がい者の人権などをテーマに、日常生活の中のさまざまな角度から人権について考えていきます。
536	実践・情報モラル あなたの会社は大丈夫?	38	企業の情報モラル等の取組みに直面する問題の解決を描くドラマ
537	人権のヒント 地域編	25	地域の何気ない暮らしの中から思いやりを考えるドラマ
538	人権のヒント 職場編	22	職場での人と人とのふれあいの中から人権を考える糸口を探すドラマ
539	小学生のための人権 パート1 思いこみに気づく	14	ホームレス、障害のある人、性別、外国人等の人権課題を通じて「思いこみ」について考えさせる。
540	小学生のための人権 パート2 大切なわたし 大切なあなた	15	様々な事例や人へのインタビューを通して、「大切な私やあなた」というテーマを考えさせる。
541	私が私らしくあるために —職場のコミュニケーションと人権—	26	職場のコミュニケーションを考える。私が私らしくあるために、自分らしさ相手らしさを認める。
552	あなたの職場は大丈夫?	46	セクハラ、パワハラ、えせ同和行為をテーマに取り上げた3つのドラマを通じて、人権問題について考える。
555	心のケアと人権(職場編)	22	うつ病にかかったサラリーマンを主人公にしたドラマを通して、心の病を正しく理解し、周囲も含め適切な行動をとることの大切さを考える。
556	心のケアと人権(家庭編)	18	うつ病にかかったサラリーマンを主人公にしたドラマを通して、心の病を正しく理解し、周囲も含め適切な行動をとることの大切さを考える。
557	それぞれの立場 それぞれのきもち —職場のダイバーシティと人権—	28	職場で働く者それぞれの立場や価値観の違いを認め合い、個々が能力を発揮するにはどうすればいいかを考える。
562	一人ひとりの世界人権宣言	40	世界人権宣言は、私たちの生活の中で生かされるもので、私たちにとって身近なものである(ハンセン病、高齢者、障害のある人の人権)。
568	あなたの偏見、わたしの差別 ~人権に気づく旅~	30	人権問題に関心を持つ若者4人が取材を通して気づき、体験し、感じたことをドキュメンタリーで追う。
569	職場の日常から考えるパワーハラスメント	28	多様化する「職場のパワーハラスメント」の問題に切り込んだドラマスタイル作品。
576	今、地域社会と職場の人権は!	36	「高齢者の問題」「子育てする女性の問題」「パワハラ・セクハラの問題」「同和問題」に焦点をあて、職場の人権について考える作品です。
578	見てわかるパワーハラスメント対策①気づこう!パワーハラスメント	22	パワハラが起きる状況を、パワハラの原因タイプ別に分類した事例で展開します。
580	くらしの中の人権問題 会社編	20	それはセクシュアルハラスメント?それは、パワーハラスメント?両者の言い分には、食い違いがあります。あなたはどうか考えますか?
581	くらしの中の人権問題 家庭編	22	子どものしつけと虐待の境界線や家庭での男女の役割分担、DV問題、高齢者の人権問題を考えます。
582	くらしの中の人権問題 地域編	20	目の不自由な方や理不尽な差別を受けた外国人が語ります。また、住むところを失った人や、社会参加に困難な人に対し、何が出来るかを考えます。

No.	タイトル	時間(分)	内容
583	ほんとの空	36	あらゆる人権課題を自分に関わるものとしてとらえ、日常の行動につなげてもらうため制作されたドラマです。
585	自己尊重のコミュニケーションと職場の人権 1ハラスメントの視点から	23	職場の身近なコミュニケーション不全がハラスメントの問題に繋がっていくことをわかりやすく伝え、考えていくための作品です。
586	自己尊重のコミュニケーションと職場の人権 2相手の立場で考える	23	異なる立場の人の身近なエピソードにスポットを当て、自分も相手も大切にするコミュニケーションはどんなものかを考えていくための作品です。
587	家庭の中の人権 生まれ来る子へ	25	「家庭の中の人権」に目を向け、祖父母と孫夫婦の会話を通して、私たちの身の回りにある人権問題をクローズアップしました。
588	ヒーロー	34	近年、社会から孤立している人が増えてきています。家族、地域、職場のつながりの希薄な「無縁社会」で何ができるか考えるドラマ作品です。
593	家庭の中の人権 カラフル	31	子どもの結婚・就職、LGBT、社会の多様性などをテーマに、家庭の中の人権課題を取り上げたドラマ作品です。
594	なぜ企業に人権啓発が必要なのか	22	人権啓発を考えるためのヒントを、企業を舞台に日常の会社生活の一コマを切り取ったわかりやすいドラマとして構成した作品です。
595	新・人権入門	25	企業における人権課題を16のショートドラマで分かりやすく解説。視聴者がドラマの出演者と一緒に学び、悩み、考えることのできる教材です。
604	多様性を尊重した職場のコミュニケーションI～ハラスメントを生まないために～	25	職場で起こりえる場面を通じて、多様性を尊重したコミュニケーションとは何かを考えさせるドラマ教材です。
605	多様性を尊重した職場のコミュニケーションII～個に向き合い、伝え合う～	25	外国人社員の増加等によって職場の多様性が進む現代社会において、それが原因で発生する人権課題とその解決のヒントを描くドラマ教材です。
606	imagination 想う つながる 一步ふみだす	34	舞台は小さなラジオ局、様々な人が番組を聞きながら心を通わせ明日へつながる一步をみつけていく。
608	出産・育児への理解がない～職場のマタニティハラスメントを防ぐ～	26	ハラスメント相談員が、ある女性社員から相談を受けたことをきっかけに、マタハラに関する知識を深め、周囲に理解と解決策を示す内容です。
611	パワハラになる時、ならない時①パワハラ4つの判断基準②事例で考えるパワハラグレーゾーン	①25 ②26	パワハラとなる可能性のある言動とそのジャッジのポイントを事例で示し、わかりやすく解説した作品です。
612	事例で考えるパワハラ解決法①パワハラと熱血指導②パワハラ解決法	①23 ②25	パワハラにならない部下指導やパワハラ発生時の適切な対応等を、事例を通じてわかりやすく解説する作品です。
613	フェアな会社で働きたい	25	新入社員の体験をドラマにして、セクハラ・パワハラ、外国人・障害者の人権、公正採用について学んでいきます。
614	光射す空へ(アニメ)	46	「若年性認知症」、「同和問題」、「LGBT」に関して、大学生たちの悩みや学びを通して、正しい知識と理解、多様性の受容と尊重の大切さを描いています。
615	わっかカフェへようこそ～ココロまじわるヨリドコロ～	35	インターネットによる人権侵害、高齢者の人権、外国人の人権に関して、ドラマ仕立てで解説します。
616	その人権問題私ならどうする?【会社編】	33	セクハラ、パワハラなどの人権問題を通して、登場人物の立場になったら自分はどう行動するかを考える、視聴者参加型の作品です。
617	パワーハラスメントを考える ①パワハラを正しく理解するために(28分) ②パワハラにならない叱り方(27分)	55	厚生労働省の概念に沿ったパワハラジャッジの要件を踏まえ、パワハラを正しく理解し、様々な部下への指導の仕方をわかりやすく解説します。
624	コール&レスポンス -ハラスメント-	24	職場におけるコミュニケーションの重要性を、「コール&レスポンス」というキーワードに仮託して考えていきます。
625	人権啓発は企業にどんな力をもたらすのか	25	企業に働く人が、人権の視点を取り入れて仕事に関わっていくことが企業にどんな力をもたらすかということ、をドラマ形式で事例を取り上げながら考えていきます。
636	虐待防止シリーズ 児童虐待・高齢者虐待・DV	46	子どもや高齢者、配偶者に対する虐待の事例をドラマで描くとともに、問題点や第三者としての関わり方について専門家のコメントを紹介することで、虐待の防止・解決について考える。
637	じんけんの森の大冒険	27 17	様々な人権に関するお話(27分)や、有名人からのメッセージ(17分)などにより、人権について楽しく学べるDVD教材。(小学校低学年～高学年向け)
641	企業と人権 職場からつくる人権尊重社会	40	企業がなぜ人権に取り組む必要があるのか、企業が関わる人権課題にはどのようなものがあるのか等について、対処のポイントや先進事例を含め解説する。
642	企業活動に人権的視点を ～CSRで会社が変わる・社会が変わる～	103	CSRと人権課題に積極的に取り組んでいる企業の先駆的事例を取り上げ、実際の取り組みの様子や地域の人々の声などを紹介する。
643	企業活動に人権的視点を② ～会社や地域の課題を解決するために～	96	CSRに関する先駆的な企業の事例の紹介・解説、企業活動に人権的視点を取り入れることのメリット等を紹介する。
650	すべての人々の幸せを願って～国際的視点から考える人権～	35	世界人権宣言や国連人権諸条約が身近にある人権課題とどのように関わっているかを、4つの人権課題(女性、子ども、障害のある人、外国人)を通して考える。

男女

503	ハラスメントと人権 セクシャルハラスメント ～しない させない 許さない～	24	セクハラは必ずしも男性から女性への一方的な話ではありません。
515	判例・事例から学ぶ セクハラ・グレーゾーン	60	健全な職場づくりを進めるためのヒントをドラマ仕立てで学んでいきます。
529	【ディスカッション教材】セクシュアル・ハラスメント	45	セクハラについて、様々なケースをドラマとポイント解説で理解していく討議用教材として活用できます。
542	女性の人権シリーズ 夫の虐待を許さない!	19	夫婦生活で見過ごされている女性の人権侵害に警鐘を鳴らし、解決の取組を促すストーリー。
543	女性の人権シリーズ 職場いじめは許さない!	19	職場で見過ごされている女性の人権侵害に警鐘を鳴らし、解決の取組を促すストーリー。
544	女性の人権シリーズ 暴力は愛じゃない!	21	男女交際で見過ごされている女性の人権侵害に警鐘を鳴らし、解決の取組を促すストーリー。
579	デートDV ～相手を尊重する関係をつくる	30	デートDVは広くおきていて危険なケースも多いということがわかってきました。
635	デートDVって何? ～対等な関係を築くために～	22	「デートDV」に関する3つの事例紹介の後に、人権擁護委員による事例解説を行う。

No.	タイトル	時間(分)	内容
子ども（いじめ）			
502	あったけの勇氣	27	いじめてるつもりが無くても、相手が悪かったら、それはいじめ
517	ひとみ輝くとき	35	いじめや虐待の問題を大人と子どもと一緒に考え話し合いのできる作品。
554	児童虐待と子どもの人権	23	関係者への取材映像を通して児童虐待の現状と背景を描き、虐待防止と子どもの人権を守るために私たちが何ができるのかを考える。
567	勇氣のお守り／自分の胸に手を当てて(アニメ)	30	転校生へのいじめと学校裏サイトへの書き込みやメールなどを悪用したネットいじめをテーマとした2作品を収録。
572	いじめと戦おう!～私たちにできること～小学生篇	21	小学生にこそ知ってほしい「いじめの原因と構造」を描きながら、いじめをなくすために互いに認め合い、本音で話せる関係づくりの大切さを、訴えかけるドラマです。
573	いじめと戦おう!～もしもあの日に戻れたら～中学生篇	23	ホームページ「いじめと戦おう!」に寄せられた、いじめ経験者の生の声を元に、現代の中学生を襲ういじめのメカニズム、なくすためのヒントを描いたドラマ作品です。
596	こころに咲く花	35	いじめ構造の中で多数を占める傍観者が勇氣をもって声を発すれば、必ずいじめの解決につながるということを訴えかけます。
610	悩まずアタック 脱いじめスパイラル	33	いじめに悩む女子中学生が解決へ向けて取り組む姿を描き、解決の手がかりを示します。
618	ひとりぼっちはいやだよね～みんなでなくそういじめ～	20	最新の法律に基づきいじめ対策を講じている学校の活動を紹介します。いじめとは何か、どうすればいじめを防ぐことができるのかを考えていく。
640	わたしたちの声 3人の物語 ～「全国中学生人権作文コンテスト」入賞作品をもとに～	22	「全国中学生人権作文コンテスト」入賞作品を原案とし、作者の中学生が人権について考えを深めていく過程をドラマで描く。
高齢者			
592	虐待防止シリーズ・高齢者虐待－尊厳を奪わないために－	26	実例3話のオムニバスドラマ。ドラマに沿って、介護の問題点と虐待防止の対応法をわかりやすく紹介します。
597	なぜ介護者が虐待を…介護者支援から高齢者虐待のない社会へ	24	様々な高齢者虐待の事例を再現ドラマで示し、虐待防止のあり方や、悩みを抱えた介護者を支援することの大切さを訴えるものです。
607	防ごう 高齢者虐待	28	働きながら認知症の親の介護をしている2つの事例を、老老介護の話も含めドラマで描いています。
障害のある人			
519	今日もよか天気たい	35	視覚障害のある女性を通して、偏見や差別に気づき、「人権」の大切さを描く。
528	障害のある人とのふれあいと人権	23	街で障害のある人と出会ったとき、どう対応すれば良いのか、実際の場面から助け合うことの重要性を考えます。
584	無関心ではいけない! 障害者の人権	24	「障害者差別解消法」を理解するために、日常の具体例から差別について考えていく作品です。
598	わたしからはじめる人権 一障がいのある人の人権編一	17	それぞれ違う障がいを抱えながら、生きる人々の姿や言葉を通して、障がいのある人々の人権について考えていく作品です。
619	風の匂い	34	本作ではスーパーマーケットで働く2人の主人公のドラマを元に障害者に対する合理的配慮について考えていきます。
620	無関心ではいけない! 障害者の人権	51	H28年4月に施行された障害者差別解消法を理解するために、日常の具体例から差別について考えていく作品です。
626	聲の形	30	現代の子供のリアルな表情を描きつつ、「いじめ」や「障害者との共生」などの難しいテーマを、自然に考える事のできる優れたドラマです。
645	障害のある人と人権～誰もが住みよい社会をつくるために～	32	障害のある人が直面する人権問題や心のバリアフリーの実現に向けた取組などを紹介し、「障害のある人と人権」について考えていく。
部落差別（同和問題）			
511	部落の歴史(中世～江戸時代)	27	「なぜ部落が差別されているのか」ということを問いかけています。
512	部落の歴史(明治～現代)	26	「なぜ部落が差別されているのか」ということを問いかけています。
523	同和問題と人権 一あなたは どう考えますか一	28	同和問題を正しく理解するにはどうすればよいのか。ある家族の会話を通して考えてみましょう。
553	私の中の差別意識 一部落差別問題から考える一	24	ドキュメンタリーを通し、自らの差別意識に気づき、正しい知識や判断力を持つことの大切さを学ぶ。
599	シリーズ映像でみる人権の歴史 第1巻 東山文化を支えた「差別された人々」	16	銀閣寺や龍安寺の庭園は、差別された人々と差別することなく正しく評価した人々によって築かれました。その東山文化を支えた人々の様子を丁寧に描きます。
600	シリーズ映像でみる人権の歴史 第2巻 江戸時代の身分制度と差別された人々	15	最新の研究成果を反映させ、江戸時代の身分制度を新しい図式を提示して分かりやすく解説するとともに、それを乗り越えて生きた人々の姿を明らかにしました。
627	シリーズ映像でみる人権の歴史第3巻 近代医学の基礎を築いた人々	17	近代医学の礎を築いたのは、科学的に物事を見つめた医師達と、差別された自分の人々であった。近代医学の発展に貢献した人々の姿をいきいきと描いています。
628	シリーズ映像でみる人権の歴史第4巻 明治維新と賤民廃止令	18	明治維新の契機となった戦いには、差別されていた人々も立ち上がり活躍していましたが、差別はなくなりませんでした。部落差別が近代になっても存続した構造を描いています。
631	シリーズ映像でみる人権の歴史第5巻 渋染一揆を闘いぬいた人々	18	江戸時代末期、岡山藩で起きた渋染一揆。その経過を描くことで、人としての尊厳をかけ、知恵と力を合わせて闘った人々からいま学ぶべきことは何かを問いかけます。
632	シリーズ映像でみる人権の歴史第6巻 日本国憲法と部落差別	17	終戦後、日本国憲法が制定された経緯を明らかにするとともに、「差別されない」ことを明記した日本国憲法が真の「解放令」であることを伝え、その意義を問いかけます。
633	人権アーカイブ・シリーズ 同和問題	61 19	我が国固有の人権問題である同和問題に焦点を当てた、企業等の人権教育・啓発担当者向けの映像(61分)及び、一般市民を対象とした、啓発現場においても使用できる有効なツールとしての映像(19分)を収録しています。
651	映像でみる人権の歴史 第7巻 水平社を立ち上げた人々	17	日本の人権の歴史を大きく変えた水平社創立の背景やそこに参加した人々の想いを明らかにし、自分たちの力で差別をなくすため、いま何をなすべきかを問いかけます。

No.	タイトル	時間(分)	内容
652	映像でみる人権の歴史 第8巻 ひとと皮革(かわ)の歴史	19	皮革製品の製造過程を取材した映像を通して、部落差別の愚かさや「いのち」の大切さを考えさせる。
644	部落の心を伝えたいシリーズ ネット差別を許すな!	28	今、ネット空間を主戦場に部落差別が展開。差別情報の拡散など、「ネットを悪用した部落差別」の現実を解説。何か問題で、どう解決するのか、道筋を示す。
653	考えてみよう 差別の歴史 「解放令」と近代の差別	22	解放令による身分差別の廃止にも関わらず、新たな差別が生まれた原因とその解消に向けた動きを解説する。
654	考えてみよう 差別の歴史 全国水平社の創立と解放運動の展開	21	全国水平社の創立に至る経緯とその思い、戦争に向かう時代の部落差別について解説する。
655	考えてみよう 差別の歴史 戦後の部落問題とさまざまな差別	24	基本的な人権を謳うも無くならない部落差別の問題と、その背景について解説する。

就職・公正採用選考

510	選考基準～公正な採用のために～	24	企業・応募者にとって幸せな採用選考のあり方を考えます。
533	公正採用選考のこころ	25	企業の採用選考における人権意識のあり方について、特に採用選考担当者に必要十分な内容により理解を深める。
546	内定者からの手紙 一公正な採用選考のために～	26	人権尊重意識が採用の過程や会社全体まで広くいきわたる重要性をテーマにしたドラマ。
570	本当の出会いのために ～エントリーから始まる公正採用選考～	27	企業の採用選考におけるエントリーから筆記試験、面接といった流れの中で、いかに企業にも受験者にも望ましい採用選考ができるか、ドラマで提起していきます。
629	“尊重する”から始めよう ～公正採用選考の基本を学ぶ～	29	採用選考に関わる事例を取り上げ、公正な採用選考の基本的な考え方と、その原点である同和問題と人権尊重のこころを学びます。

えせ同和行爲

634	許すな「えせ同和行爲」～あなたの会社を不当な要求から守ろう～	36	えせ同和行爲をはじめとする不当要求行爲の主な事例をドラマ形式で具体的に紹介し、その心構えと対策を分かりやすく紹介する。
-----	--------------------------------	----	---

アイヌの人々

561	人権ってなあに 第11巻 チャランケ ～アイヌ民族の人権～	40	北海道を離れ、東京、首都圏で暮らすアイヌの古老や若者を訪ね、民族としての誇りをもって生きる姿や取組みを追う。
-----	-------------------------------	----	--

外国人

516	ホーム・タウン 朴英美(パク・ヨンミ)のまち	54	名前や国籍の違いを認め合い、相互に理解し合うことの必要性がわかります。
534	外国人労働者問題から多民族共生を考える	32	研修・技能実習制度を利用した人材の育成・確保など企業の視点からその果たすべき社会的責任を考えます。
563	響け大地に、人の心に	41	小学生とその家族、日常で働く外国人の日常生活を通して、偏見への「気づき」や「学び」の大切さを考える。
590	名前…それは燃えるいのち(アニメ)	18	ひとりにひとつ、誰もが持っている「名前」をテーマに、一人ひとりの違いのすばらしさを訴えるアニメ。
621	ウェルカム! 一外国人の人権一	16	企業の広報担当者を主人公に、異文化の壁をむしる扉としてとらえ、開いていくことを描いた教材です。
649	外国人と人権 ～違いを認め、共に生きる～	33	外国人に関する人権問題をドラマや解説で明らかにし、多様性を認め、人が人を大切にすると人権尊重の社会をつくりあげるために何ができるかを考える。

エイズ・ハンセン病患者等

559	人権ってなあに 第8巻 風よ雲よ伝えてよ ～HIV/AIDSと共に生きる～	38	根深い差別と闘い、感染者と共に歩む人たちや感染者の思い、活動を紹介します。HIV/AIDSと共に生きる社会について考える。
646	人権アーカイブシリーズ ハンセン病問題 ～過去からの証言、未来への提言～/家族で考えるハンセン病	56 20	ハンセン病に焦点を当てた、企業等の人権担当者向けの映像(56分)及び、一般市民を対象に、啓発現場でも使用できる有効なツールとしての映像(20分)を収録。
647	ハンセン病問題を知る～元患者と家族の思い～	34	ハンセン病患者やその家族のエピソードのアニメーション及び解説を通して、ハンセン病に関する理解を深め、偏見や差別のない社会の実現について考える。

刑を終えて出所した人

564	心のリレー	27	暴力事件により保護観察を受けることとなった主人公が、保護司や協力事業主、その従業員などの支えにより立ち直っていくドラマと保護観察官などの活動内容を紹介するドキュメンタリー
-----	-------	----	---

インターネット

518	夕映えのみち	38	インターネットによる人権侵害が学校や地域で起きたらどうすればよいのか。
526	ブログ社会の落とし穴	30	ブログなどをテーマにしたドラマから小中学生がケータイ・ネット社会を健全に生きていくためのモラルを学ぶ。
527	ネットいじめに向き合うために	23	ネットいじめの取材から、トラブルに巻き込まれた生徒たちが解決の糸口を見つけるまでをドラマで再現。
535	インターネットの向こう側	36	ドラマを通して、インターネットで生じる人権に関する課題の本質、その対処法、相談方法などを理解していきます。
571	ネットの暴力を許さない	19	ネットの暴力を楽しむ心が君に潜んでいないだろうか…人を傷つけることの愚かさや気づかせ人権意識を育てます。
589	小学生のためのケータイ・ネット教室	30	携帯電話を利用する子どもたちに正しく安全なケータイ・ネットの使い方を解説します。
609	毎日がつらい気持ちわかりますか ～ゆるせない! ネットいじめ～	18	アニメによって、インターネットのいじめが、どれだけ友だちの心を傷つけるものかを描き、いじめは絶対しないよう訴えます。
622	スマホの安全な使い方教室 気をつけようSNSのトラブルに	23	個人情報の取り扱い、ネット犯罪の危険性、ネットいじめなどを取り上げ、スマホの安全な使い方を学んでいきます。

No.	タイトル	種別	時間(分)	内容
北朝鮮当局によって拉致された被害者等				
565	めぐみ <アニメ>		25	横田めぐみさんが、学校からの帰宅道中に北朝鮮当局により拉致された事件を題材に、残された家族の苦悩や懸命な救出活動の様を描いたドキュメンタリーアニメ
ホームレス				
560	人権ってなあに 第9巻 温もりある社会を ～野宿生活者とともに～		40	野宿生活者の現状や前向きに生きようとする姿、市民団体や行政の取組等を紹介し、温もりある地域社会のあり方を探る。
性的少数者				
566	セクシャル・マイノリティ理解のために ～子どもたちの学校生活とところを守る～		56	セクシャル・マイノリティ(性的少数者)を理解し、支援しようとする学校現場の先生や親、当事者の体験から、私たちが日常生活で「できる工夫」を見つける。
601	いろんな性別 ～LGBTに聞いてみよう～		34	アニメーションの動物たちがいろんな性別について、説明をしなから楽しく学んでいきます。
623	見過ごしていませんか性的少数者(LGBT)へのセクシュアルハラスメント		25	性的少数者が職場で抱える問題に対して、事例をもとに説明し、それに対する解決策を示していく。
630	誰もがその人らしく -LGBT-		20	主人公の周りにいたけれども見えなかったLGBT(性的少数者)の人たちが見えてくるストーリーです。
648	あなたが あなたらしく生きるために～性的マイノリティと人権～		30	性的マイノリティについて人権の視点で理解を深めるための入門編として、一人ひとりが何をすべきか、社会全体がどんな取り組みをすべきかを分かりやすく解説する。
東日本大震災に起因する人権問題				
591	誇り-差別といじめは越えられる-		30	東日本大震災で被害を受けた福島県の人々が経験した事実をもとに、差別やいじめを考えるものです。
602	ぼくらの誇り-心の傷とどう向き合うか-		20	ある被災した地域の小学校の取り組みを通じて、同世代の子どものいじめ、虐待といった問題に必要な「生きる力」について語り合います。
戦争・平和				
558	いわたくんちのおばあちゃん ～ぼく、戦争せんけえね～		20	寛太は現代の小学生。寛太は友達のおばあさんの話を聞くうちに、原爆のことや戦争のことを自分の問題として、平和への決意をしていく。
幼児・児童向けアニメ				
501	よっちゃんの不思議なクレヨン(アニメ)		22	やさしい心、ごめんね、ありがとうという心を教えてくれます。
520	夢のつづき(アニメ)		40	高齢者等が家族との絆を深め、生きがいのある生活が出来るようになっていく。
521	こぎつねのおくりもの(アニメ)		30	おばあさんと、子狐の心のふれあいが、感動を呼ぶ作品。
522	鉢かづき姫(アニメ)		34	いじめ-差別、苦境にめげず強く生きた日本民話「鉢かづき姫」の物語。
547	ねずみくんのきもち(アニメ)		12	絵本「ねずみくんのきもち」を映像化した子どもの心を育てるアニメ。
548	鬼の子とゆきうさぎ(アニメ)		22	鬼の子とユキとの不思議な友情から、温かい感動が伝わる。
549	勇気あるホタルととべないホタル(アニメ)		17	ホタルと子どもたちとのふれあいを通じて、思いやり等の大切さを描く。
550	山に輝くガイド犬平治号(アニメ)		28	山を愛し、くじゅうを愛した…人間と犬の心あたたまる感動の物語。
551	ハチ公物語(アニメ)		18	人とハチ公の心と心のかよいあつた愛と感動の作品。
574	しらんぷり(アニメ)		21	ドンチャンがいじめられているのを目撃して、しらんぷりをしてしまったアキラ。ドンチャンが学校に来なくなったある日。
575	ボクとガク あの夏のものごと(アニメ)		42	希望と岳という二人の子どもと近所のおばあさんとの交流を描き、子どもの人権と地域で育てる人権文化に目を向けさせる。
577	三ねん寝太郎(アニメ)		40	寝太郎が、村に水を引き、その中で人のつながりの大切さを教える。
603	ココロ屋		25	心をテーマに自分とは何かを考えさせる、道徳教材・人権教材として好適なアニメーション。
638	わたしたちが伝えたい、大切なこと -アニメで見る 全国中学生人権作文コンテスト入賞作品-		31	「全国中学生人権作文コンテスト」入賞作品を原作とした3つのアニメーションにより、「人権ってなんだろう」と、自分自身の問題として考えてもらうことを目的としている。
639	未来を拓く5つの扉 -全国中学生人権作文コンテスト入賞作品朗読集-		46	「全国中学生人権作文コンテスト」入賞作品の中から5編の作文を朗読して、アニメーションやイラストで紹介する。

SDGsと人権について

平成27年(2015年)に国連で採択された「持続可能な開発目標」(SDGs)は、「誰一人取り残さない」世界を実現することを普遍的なテーマとしています。その根底にあるのが「人権」です。17種類からなる目標、169項目からなるターゲットのそれぞれ一つ一つが、「全ての人の人権の実現」と密接に結びついています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



人権DVDライブラリー借用申込書(無料)

この申込書の記載内容をすべて承知しましたので、申込します。

申込年月日	年 月 日	受付日(記入不要)	年 月 日
申込者氏名			
受取方法 (該当するものに○)	県庁 ・ 郵送(送付先: 所属 ・ 勤務先 ・ 自宅)		
所属 又は 勤務先	(名称)	(住所)〒	番()
(送付先が自宅の場合) 自宅住所	〒		番()
ライブラリ 番号・ タイトル	①()	②()	
	③()	④()	
借用期間 (15日以内)	(来庁希望日・受取希望日)	(返却日)	
	年 月 日から	年 月 日まで	
人権推進室への 借用可否の確認	年 月 日確認		
利用目的 (該当するものに○)	①研 修〔名称 参加者数 人〕 ②学 習〔個人・その他 ()〕 ③その他〔 〕		
備 考		返却確認(記入不要)	月 日

(注意事項)

- 1 申込みは、借用申込書に必要事項を記入のうえ、人権推進室までファックス、郵送またはEメールにて提出して下さい。
- 2 申込みは、受取希望日の2か月前から受付します。
- 3 借用期間は、来庁予定日・受取希望日から返却日まで15日以内(2週間後)です。(返却が遅れますと、次の予約者が利用できなくなりますので、人権推進室に期限内に返却して下さい。)
- 4 貸出しにあたっては、直接、人権推進室に取りに来て頂くか、郵送にてお送りします。(送付料金は人権推進室が負担しますが、返送については借利用者負担となります。)
- 5 郵便受取の場合は、土・日・祝日・年末年始等閉庁日を除く受取希望日の3日前までにお申込み下さい。
- 6 借用可否の確認があっても、申込書が来庁予定日・受取希望日の7日前までに届いていない場合は、自動的にキャンセルとさせていただきますので予めご了承ください。
- 7 当ライブラリーの作品の借用に伴い生じたあらゆる損害、トラブル等につきましては、申込者において解決するものとします。
- 8 県外にはお送りできません。
- 9 破損等の場合は、必ずご連絡ください。

(連絡先)石川県総務課人権推進室 TEL(076)225-1235 FAX(076)225-1234
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
Eメール e110300b@pref.ishikawa.lg.jp

人権デー

昭和23年(1948年)12月10日第3回国連総会において世界人権宣言が採択されたことを記念して毎年12月10日を「人権デー」と定め、加盟国では、人権思想の啓発のための行事を実施しています。

人権週間

日本では、毎年12月4日～10日を「人権週間」と定め、全国的に啓発活動を展開して広く人権尊重思想の普及高揚を呼びかけています。

人権啓発推進月間

石川県では毎年8月を「人権啓発推進月間」と定め、人権啓発フェスティバルの開催など、県民の人権尊重意識を高めるための取り組みを行っています。

石川県人権啓発活動ネットワーク協議会

人権擁護委員と国、県、市町で構成され、人権啓発活動の企画・実施、人権関係情報の整備・充実を行っています。

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務課人権推進室

TEL 076-225-1235 FAX 076-225-1234

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/soumu>

Eメール e110300b@pref.ishikawa.lg.jp

石川県教育委員会人権教育推進室

TEL 076-225-1839 FAX 076-225-1838

※人権相談の連絡先は27ページに掲載しています。

